

神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方
最終報告（案）

平成27年9月

小中一貫教育校の在り方検討会議

はじめに

平成25年8月の「*神奈川の教育を考える調査会『最終まとめ』」において、義務教育に関して、『限られた教育資源を有効に活用し、子どもにとってよりよい教育環境を提供するために、市町村と十分連携し地域の状況も踏まえながら、「小中一貫教育モデル校」が神奈川において早期に実現できるよう取り組んでいく必要がある』と示されました。

現在、少子化の進行や情報化、グローバル化の進展、地域コミュニティの弱体化や核家族化の進行等、社会の状況が様々に変化する中、児童・生徒に関する課題が多様化、複雑化してきています。神奈川県においても、「少子化の進行」、「問題行動等の増加」等の課題があり、小学校と中学校が連携協力して対応を図ることがよりいっそう求められています。

また、小中一貫教育に取り組んでいる全国や神奈川県内の先進地区の事例から、小・中の教職員が、お互いを理解し、めざす子ども像を共有して取り組むことで、子どもたちへの支援・指導に一貫性が生まれること等が、報告されています。このことからも、小中一貫教育の取組が神奈川県の抱えている様々な課題を解決することに寄与すると考えられます。

これらのこと踏まえ、平成26年7月に、「小中一貫教育校の在り方検討会議」を設置し、モデル校導入の実現に向けた検討を始めました。平成27年の3月までに4回の検討会議を行い、「神奈川県の小中一貫教育のとらえ」や「小中一貫教育を導入したときの効果」等について、「一次報告」としてまとめました。そして、平成27年4月から同年9月まで、「モデル校への支援の在り方」や「免許制度における運用の在り方」等について3回の会議をもち、今回、最終報告という形でまとめることとしました。

本報告が、県内の各地区における小中一貫教育を推進する上での取組の一助となることを期待したいと考えます。

平成27年10月13日

小中一貫教育校の在り方検討会議座長

屋敷 和佳

目 次

はじめに

1 小中一貫教育に係る動向	
(1) 国の動向	1
(2) 神奈川県における小中一貫教育校の導入に向けて	
ア 県内の義務教育をめぐる現状と課題	2
イ これまでの県内における小中連携教育の取組と課題	9
2 小中一貫教育校への対応	11
3 神奈川県の小中一貫教育校	
(1) 小中一貫教育のとらえ	14
(2) 神奈川県としてめざす小中一貫教育校のすがた	15
(3) 小中一貫教育校を導入したときの効果	16
(4) 想定される課題及びその解決に向けて検討すべき方策	19
4 小中一貫教育校のモデル校導入に向けて	
(1) モデル校選定の考え方	22
(2) モデル校選定のプロセス	22
(3) モデル校への支援の在り方	24
5 小中一貫教育の推進にあたって	
(1) 基本的な考え方	29
(2) 教職員の研修	29
(3) 免許制度における運用の在り方	33
まとめ	36

資 料

用語集（対象：本文中の*を付した用語）

1 小中一貫教育に係る動向

(1) 国の動向

昭和46年の中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」で、初めて、小学校と中学校の区切りを変えるなど先導的試行の^{*1}提言がなされた。

その後、平成11年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」では、昭和46年の答申以降進められてきた研究開発学校制度を抜本的に見直し、新しい教育課程や学校段階間の接続のモデルとなり得るよう、重点的な研究課題を集中的に実践研究する大型の研究開発学校を設置することが提言された。こうした研究開発学校制度を活用して、小中連携、一貫教育を推進するために、小6と中1の合同授業や小学校における教科担任制を導入したり、^{*2}独自教科の新設等様々な取組が全国で広がっていった。

また、平成17年の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、社会情勢の中、求められる義務教育の姿について提言された。

こうした一連の動きを経て、平成18年には、教育基本法が改正され、第5条第2項には義務教育の目標が定められ、続く学校教育法の改正においても、小・中学校共通の目標として、第21条に義務教育の目標規定が新設された。

さらに、平成20年には新たな学習指導要領が告示され、小学校の学習指導要領に中学校の学習指導要領の全文が、中学校の学習指導要領に小学校の学習指導要領の全文が、参考として記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。

最近の動きとしては、平成23年に、中央教育審議会に学校段階間の連携・接続に関する作業部会が設置され、平成24年には、同作業部会から「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」が出され、その中で、小中連携、一貫教育の定義が示された。

また、平成26年7月には、教育再生実行会議第5次提言において、「今後の学制等の在り方について」が出され、小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進することが示された。

これを受け、同年7月に中央教育審議会に諮問がなされ、同年12月に、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」として、小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策に係る答申が公表された。

^{*1} 昭和46年の中央教育審議会答申での内容：初等中等教育改革の基本構想として、発達段階に応じた学校体系の開発とその先導的試行、学校段階の特質に応じた教育課程の改善、公教育の質的水準の維持向上と教育の機会均等の保障、幼稚園教育の積極的な普及充実、特殊教育の積極的な拡充整備など

^{*2} 独自の教科：例えば、南足柄市では、平成22年度より3年間、文部科学省から教育課程特例校の研究指定を受け、幼・小・中の一貫教育の実践に取り組んだ。道徳、特別活動、総合的な学習の時間を合わせ、他教科との関連を図ったり、地域をステージとした体験活動を重視したりする独自教科「きらり」を設定した。

(2) 神奈川県における小中一貫教育校の導入に向けて

ア 県内の義務教育をめぐる現状と課題

(ア) 急速な社会の変化について

〔少子化の進行〕

全国的に少子高齢化が進んでおり、神奈川県も例外ではない。神奈川県全体の5歳～14歳の子どもの数について、2040年には2010年と比較して約30%減少することが推計されている。また、2010年の子どもの数を100%とした場合、減少が最大の市町村では、2040年には31%となり、50%に満たない市町村は県西部地域など9市町村にのぼる（図1）。

図1 「2010年を100としたときの5才～14才の子どもの数」

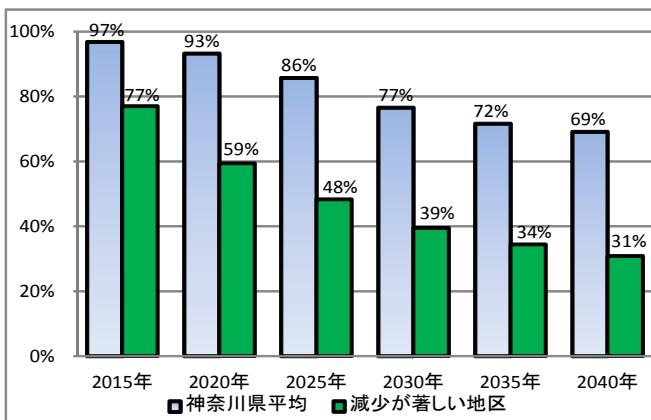


図1 [出典] 国立社会保障研究所・人口問題研究所平成25年3月推計
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/3kekka/Municipalities.asp>を加工して作成

少子化による教育への影響については、平成12年4月中央教育審議会における「少子化と教育について」という報告の中に次のように述べられている。

- ・子ども同士の切磋琢磨の機会が減少すること
- ・保護者の子どもに対する過保護・過干渉を招きやすくなること
- ・子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になること
- ・学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動（学校行事や部活動、地域における伝統行事等）が成立しにくくなること
- ・良い意味での競争心が希薄になること

これらの影響は、核家族化などの様々な要因が絡み合っており、本県でも同様の状況が見られる地域がある。

少子化の進行の中でも、充実した教育活動が行われ、児童・生徒や教職員にも活力を生み出すために学校規模の適正化を図ることが課題としてあげられる。

〔国際化や情報化の進展〕

今日の社会は、交通手段、コンピュータの発達等により、人やモノ、情報が国境を越えて自由に動くようになり、あたかも国境のない社会となったと言われている。

神奈川県は、1980年代より、「民際外交」の理念と政策をかけ、80年代後半にはいち早く県内に居住、定住する外国籍住民との共生を重視する「内なる国際化」への対応を課題としてきた。今日では、文化的背景も社会的条件も多様な外国人および外国につながる人々が多く暮らしている。

外国籍県民の増加、定住化が進む中で、神奈川県は、日本語指導が必要な児童・生徒の数が愛知県に続いて全国第2位となっている（図2）。また、こうした児童・生徒の母語は、他県と比べて多種多様であるという特徴がある（図3）。

図2 「日本語指導が必要な児童・生徒の学校種別在籍状況 上位5都府県」

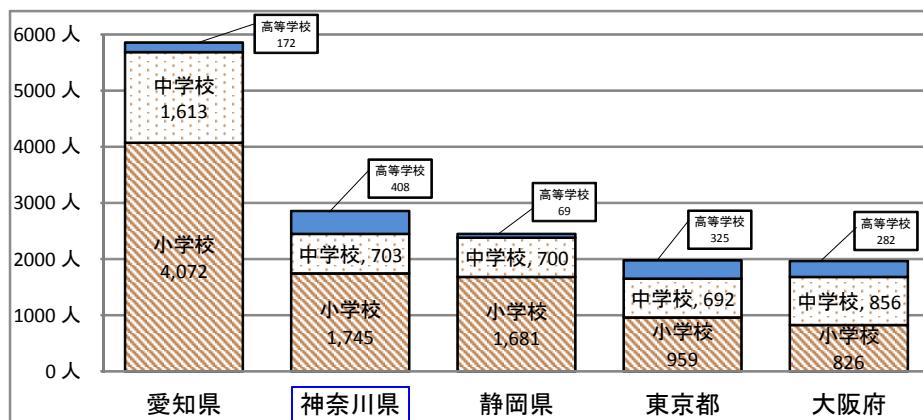


図3 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況 上位5都府県」

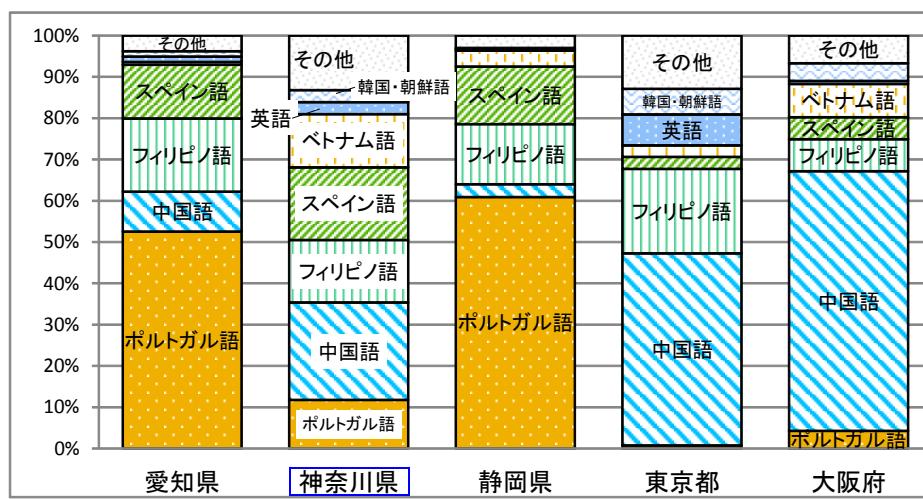


図2,3[出典]平成24年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

(文部科学省)

また、情報化が急速に進み、今後、スマートフォン、タブレット型端末などによるインターネット利用はますます増加していくことが見込まれている。

携帯電話やスマートフォンを2時間以上使う比率が、神奈川県の中学生は、全国を上回る数値となっている（図4）。また、1日当たり2時間以上テレビゲームをしている比率は、小・中学生ともに全国平均を上回っている（図5）。情報化の急速な進展に伴い、ネット依存や長時間利用が懸念される。

図4 「平日一日当たり2時間以上携帯電話・スマートフォンを使う児童・生徒の割合」

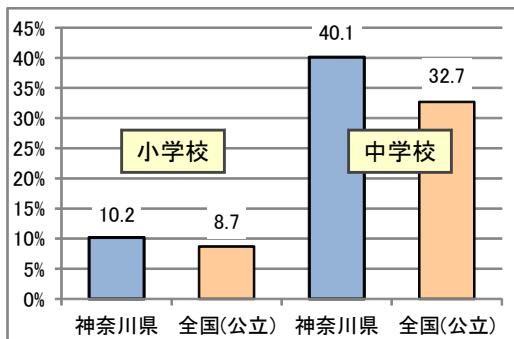


図5 「平日一日当たり2時間以上テレビゲームをする児童・生徒の割合」

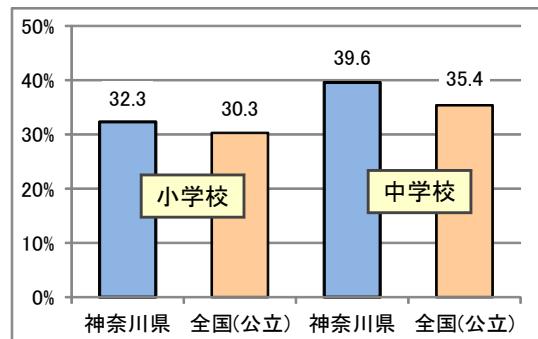


図4, 5 [出典] 平成26年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙調査（国立教育政策研究所）

国際化・情報化が進展する中では、広い視野を持ち、異文化の理解や異なる文化的背景をもつ人々と共に協調して生きていく態度などを育成することや、インターネットに過度に依存することなく、身近な自然と直接ふれあい、人と人との関わる体験を積むことなどが課題としてあげられる。

(イ) 学力や学習意欲について

〔学力の状況〕

平成26年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査では、小・中学校とともに、国語A（知識）及び算数A・数学A（知識）と国語B（活用）及び算数B・数学B（活用）の結果については、全国公立学校の平均正答率と同程度（±5%以内）であった（表1）。

表1 「平成26年度全国学力・学習状況調査 各教科別正答率」

		小学校調査				中学校調査			
		国語		算数		国語		数学	
		A	B	A	B	A	B	A	B
平成26年度 平均正答率 (公立)	神奈川県	71.3%	54.6%	76.9%	58.6%	79.2%	51.5%	67.0%	60.8%
	全 国	72.9%	55.5%	78.1%	58.2%	79.4%	51.0%	67.4%	59.8%

表1[出典]平成26年度「全国学力・学習状況調査 教科に関する調査」(国立教育政策研究所)

また、経年で比較したときに、小学校では、「知識」をみるA問題において、各年度で全国平均を下回り、年度を追うごとにその差が開いている傾向がみられる（図6）。さらに、基礎・基本である「漢字を書くこと」については小・中学

校とともに、「公式を利用して答えを導き出すこと」については小学校において全国より5ポイント程度低い（図7）。

図6 「各教科別 全国平均と県平均の差」

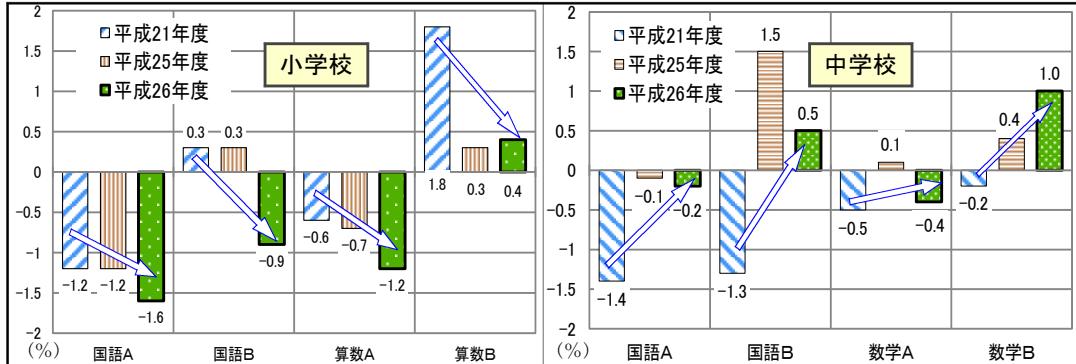


図7 「漢字を書くこと」「公式を利用して答えを導き出すこと」の正答率の差

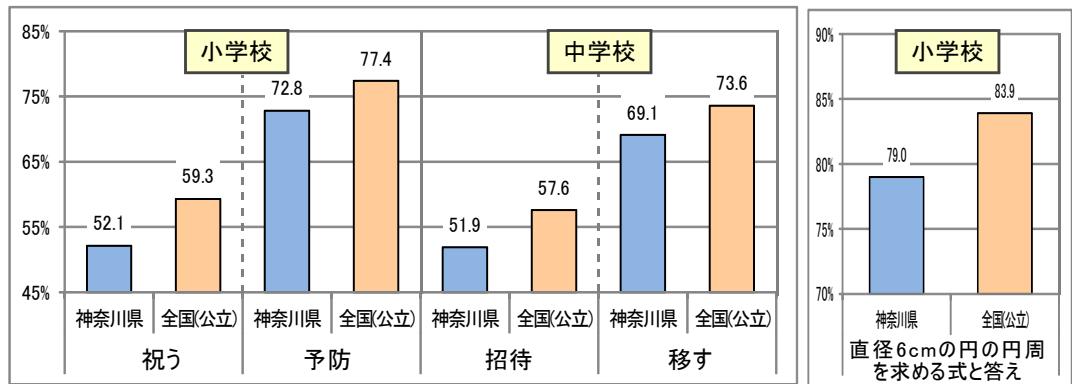


図6,7[出典]平成26年度「全国学力・学習状況調査 教科に関する調査」(国立教育政策研究所)

[学習意欲の状況]

平成26年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙調査では、「国語、算数(数学)の勉強は大切だと思いますか」という設問に対し「当てはまる」と回答した割合は、小学校から中学校にかけて大きく低下している（図8）。さらに、「家庭で学校の授業の復習に取り組む」児童・生徒は、全国平均よりも約10ポイント低い（図9）。

図8 「勉強は大切だ(神奈川県)」

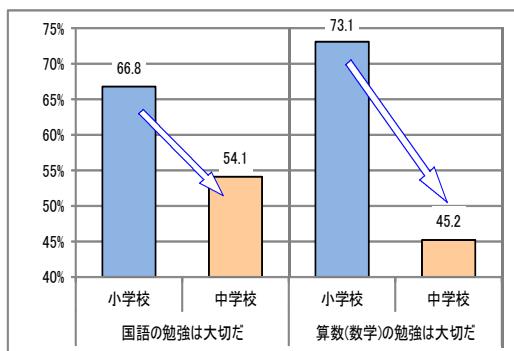


図9 「家で授業時の復習をするか」

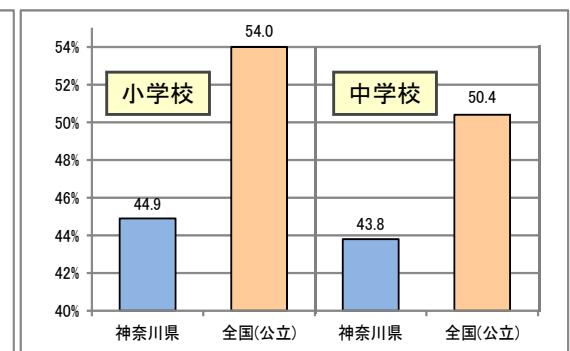


図8,9[出典]平成26年度「全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙調査」(国立教育政策研究所)

全国学力・学習状況調査の結果から、「基礎的・基本的な知識・技能の定着が

不十分であること」、「中学校段階で、学習意欲（学習の意義の理解）が減少していること」が課題としてあげられる。

(ウ) 不登校やいじめなどについて

[いわゆる「*中1ギャップ」の状況]

平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果では、いじめの認知件数、不登校の児童・生徒数や暴力行為の加害者となる児童・生徒の数などが小学校6年生から中学校1年生にかけて増加している（図10）。いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる状況であり、その対応が急務となっている。

図10 「問題行動等調査における状況(神奈川県公立小・中学校)」

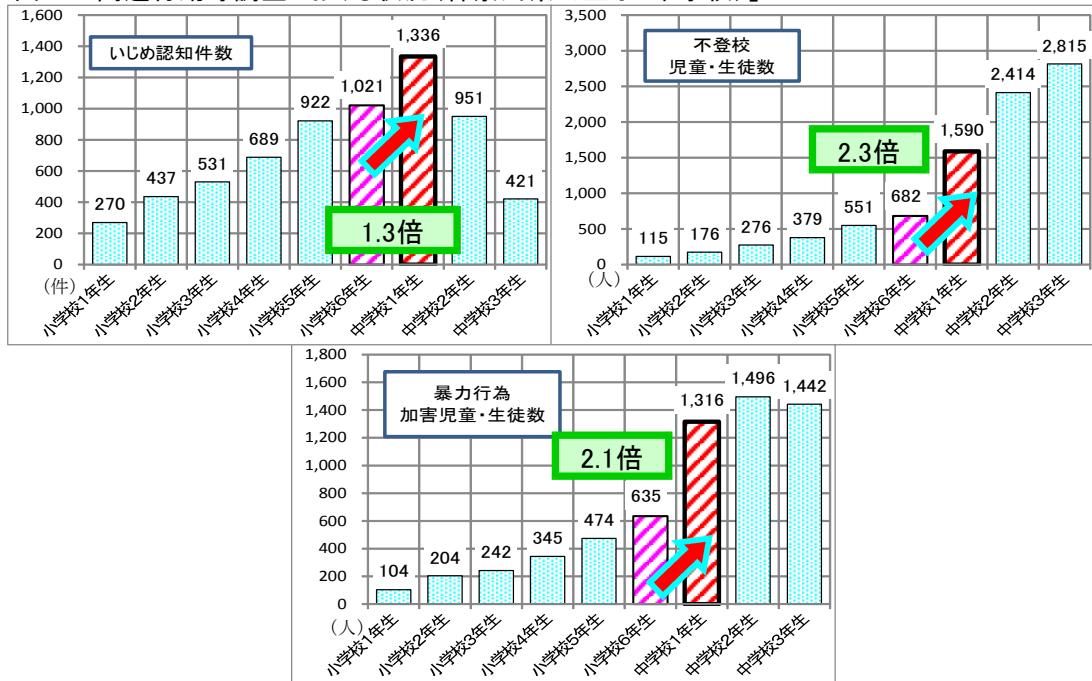


図10[出典]平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)
「中1ギャップ」については、次のような指摘がある。

『生徒指導リーフレット』 Vol 15 (H26 国立教育政策研究所)

「中1ギャップ」という言葉からは、小6から中1に至る過程に大きな「壁」や「ハードル」が存在し、それが問題を引き起こしているかのようなイメージを抱きがちである。

しかし、多くの問題が顕在化するのは中学校段階からだとしても、実は小学校段階から問題が始まっている場合が少なくない。小学校が抱える問題は従来と比べものにならないほど増えてきており、その結果、小学校段階で予兆が見えていたり顕在化し始めていたりする問題であっても、対応できなかったり解決できなかつたりという「積み残し」や「先送り」が増えている。

一方、中学校でも、そうした小学校の状況を十分に把握しないまま、あたかも中1をスタートラインにできるかのような昔のイメージを脱し切れていない学校が少なからずあるという現状も見受けられる。

小6から中1に至る過程だけではなく、小・中学校間及び校区内の小学校間で課題を共有し、同一歩調で対応を図ることの重要性を示唆している。

〔自尊感情の低下〕

平成26年度全国・学力学習状況調査の児童・生徒質問紙調査の結果では、「自分によいところがあると思うか」という自尊感情に関する設問について、小・中学校ともに全国平均を下回っている（図11）。

図11「自分にはよいところがあるか」

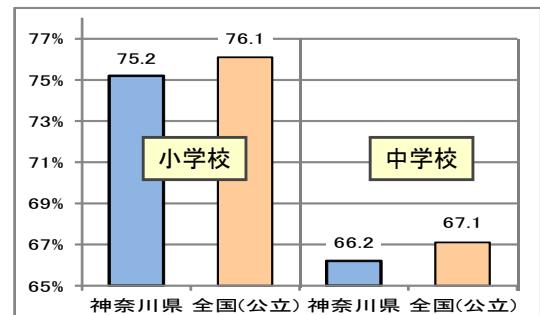


図11〔出典〕平成26年度「全国学力・学習状況調査児童・生徒質問紙調査」（国立教育政策研究所）

小学校高学年～中学校の時期は、身体も大きく成長し、自己肯定感を持ちはじめる時期である。反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持てず、自尊感情の低下などにより劣等感をもちやすくなる時期でもある。

これらのことから、発達の段階を踏まえた自立性や社会性を育む教育を充実することを通して子どもの自尊感情を醸成することが課題としてあげられる。

（I）地域や家庭の教育力について

平成25年度神奈川県教育委員会が実施した「教育に関する意識調査」において、「家庭ではしつけや教育が十分に行われている」の問い合わせに「そう思う」と回答したものは、調査対象（教職員・保護者・学校評議員・県民）のそれぞれにおいて有意な差は見られなかった。同じ問い合わせに「どちらかというとそう思う」と回答したものについては、保護者の意識と教職員・学校評議員・県民の意識に大きな隔たりが見られた（図12）。

図12「家庭ではしつけや教育が十分に行われている」

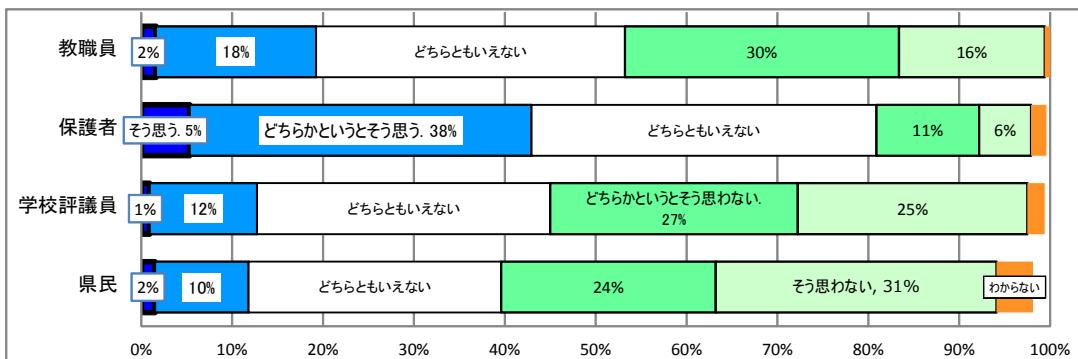


図12〔出典〕平成25年度「教育に関する意識調査」（神奈川県）

核家族化や少子化が進行し、子どもたちが家庭の中で、兄弟姉妹と切磋琢磨しあったり、祖父母の経験から学んだりする機会が著しく減少している。子育ても、保護者自身の経験の中にモデルを見いだすことが難しく、手探り状態で行わざるを得ない状況も生まれている。

また、家庭や学校以外に身近な自然や人との関わりの場が少なくなってきていることから、異年齢の子どもや異世代の人との交流が減少し、実体験を通した学びがしづらく、特に都市部では、隣近所や地域の連帯感が希薄化してきていることから、家庭の教育力へのサポートが求められている。

(才) 学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用について

神奈川県には、全校生徒数1,500人近くが在籍する大規模校から、全校生徒数6名という小規模校まで、多様な規模の学校が存在する（図13）。

図13「神奈川県内 単式学級数別公立小・中学校の割合」

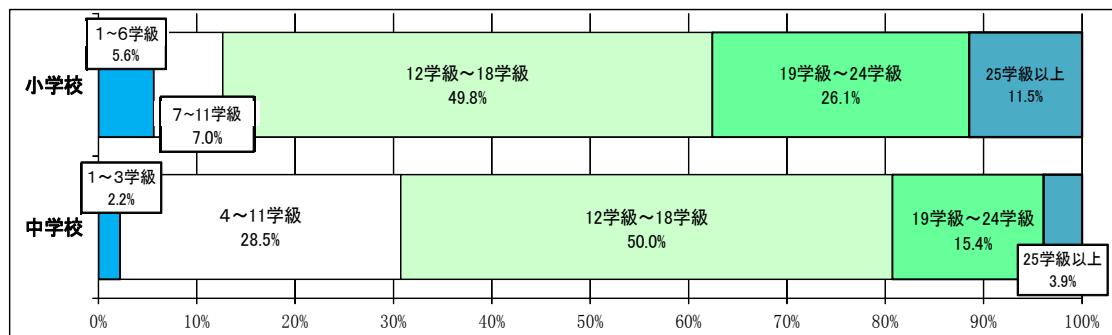


図13〔出典〕平成26年度神奈川県学校基本調査（神奈川県教育委員会）

学校の適正規模について、中央教育審議会作業部会において次のとおり指摘されている。

『小・中学校の設置・運営の在り方等に関する報告』(H21中央教育審議会作業部会)

学校の適正規模について、各市町村の判断理由として、小学校では「クラス替えができる規模」「運動会や学芸会等である程度の活性化が図れる規模」、中学校では、「主要教科について各学年それぞれの担任教員を用意できる規模」「部活動やクラブ活動等の種目数を一定数維持できる規模」と紹介されている。

また、小規模校における学校の課題として、

- ・ クラス替えができず人間関係が固定化しやすいこと
- ・ 教員数が限られるため、習熟度別指導、教科担任制等多様な指導方法をとることが困難であること
- ・ 授業の中で児童から多様な発言が引き出しにくく、授業の組み立てが難しくなること

特に、中学校における課題として、

- ・ 教員数や生徒数が限られるため、部活動の種類が限られること
- ・ 免許外担任が発生しやすくなること

などがあげられている。

児童・生徒の減少期を見据え、教育環境を整備し、各学校において充実した教育活動を展開していくために、適正な学校規模の中で教育を実践し、円滑な学校運営を行うことが重要である。

また、神奈川県教育委員会が平成26年度に実施した「学校運営に関する実態調査」において、政令市を除く県域の小・中学校のうち、学級数の多い方から20校を「大規模校」、学級数の少ない方から20校を「小規模校」とし、教職員の勤務実態や学校運営費等の比較を試みた。その結果、中学校では、所持免許以外の教科の指導にあたる教員が、大規模校では、1校当たり0.47人であるが、小規模校は0.95人であった。また、学校施設を維持管理するための運営費として各市町村は、子ども一人当たり、小学校の小規模校は大規模校の約3.56倍、中学校の小規模校は大規模校の約3.27倍の額を支出していた。

少子化の進行に伴い、今後さらに小規模校が増加することが想定される中、将来にわたって、教育水準の維持・向上を図るため、教育資源の有効な活用を検討することが求められる。

イ これまでの県内における小中連携教育の取組と課題

これまでも、県内の小・中学校においては、「小中連携」の取組が進められてきている。

平成26年度に神奈川県教育委員会が実施した県内各市町村教育委員会を対象とした現状調査の結果では、33市町村全てで「小中連携教育」に取り組んでおり（次頁図14）、域内の全中学校区で「連携教育推進協議会」を設置し、統一した方針のもとに取組を進めている地区や、「小中一貫教育推進モデル校」を設置し、先進的な取組の普及を図ろうとする地区もある。

これらの取組の成果として、次のことがあげられる。

- ・小・中学校の教職員が顔見知りになり、協力し合う気運が高まったこと
- ・小・中学校間の情報交換により、問題行動の減少や問題行動の発生時に小学校からの情報を参考とした対応がなされるようになったこと
- ・小・中学校で、支援を必要とする児童・生徒についての情報が支援シートや、小・中学校で同一の*スクール・カウンセラーや*スクール・ソーシャル・ワーカーを活用するなどの取組により共有され、きめ細かい支援が継続できるようになってきたこと
- ・小学校6年生の児童が、中学校の教員による授業や部活動を体験することにより、入学時の心理的不安が軽減され、安心して中学校へ進学できるようになったこと

図14 「神奈川県における小中連携(小中一貫を含む)の取組内容(市町村教育委員会回答)」

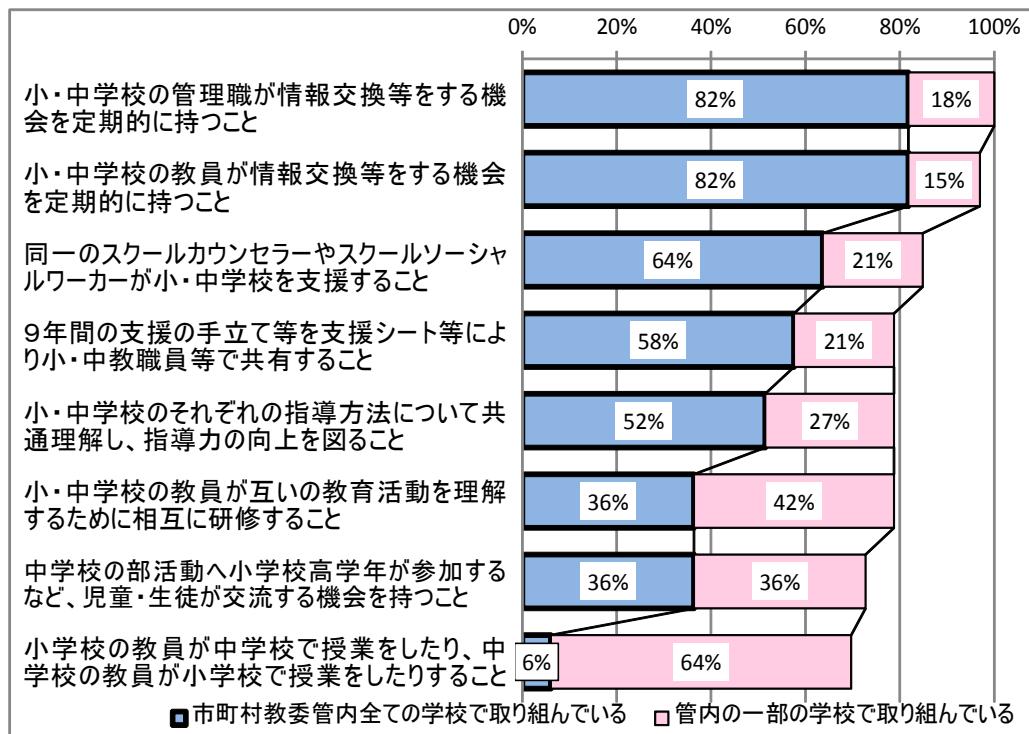


図14 [出典] 平成26年度小中一貫教育校に係る現状調査（神奈川県教育委員会）

また、課題としては、次のことがあげられる。

- 前述の現状調査において、「小・中学校それぞれの地域資源のネットワーク化を図ること」について、25市町村(83.3%)が、神奈川の小中一貫教育校を考えるうえで大変重要または重要であると回答しているが、現在取り組んでいるところは14市町村(46.7%)にとどまり、課題となっていること
- 児童・生徒の交流の機会が、小学校6年生の児童を対象とした中学校進学を直前に控えた行事的なものとなりがちであること
- 教職員による情報交換などが中心であるため、連続的な学びという視点で教育活動や指導に生かすところまでには至っていないこと
- 小・中学校間で評価に関するとらえ方の違いが依然存在しており、子どもや保護者が中学校に入って評価について戸惑う姿が見られること
- 小・中学校の教員が乗り入れ授業に取り組もうとする際、特に小学校の教員が中学校で授業を行うことを考えた場合、教員免許の問題により、実現が難しいこと

今後は、義務教育9年間を通じた英語教育の充実や科学的な思考力・判断力・表現力を育成するための学習活動等の充実など、教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応が求められている。また、小学校高学年での専門的な指導の充実だけではなく、児童・生徒がつまずきやすい学習内容について、長期的な視点に立ったきめ細かな指導を展開するなど、学校間連携をさらに充実・推進していく必要がある。

2 小中一貫教育校への対応

1 (2) アで取り上げた「県内の義務教育における現状と課題」で見られた課題を解決するための対応として、現在、全国各地で成果をあげている「小中一貫教育校」の導入が有効な方策であると考える。

(ア) 急速な社会の変化への対応

〔少子化の進行への対応〕

今後の少子化の進行を見据えた時、教育活動の活性化とともに、公教育としての質を保障するための方策として、同校種（小学校同士や中学校同士）の再編統合だけではなく、地域での異年齢集団が形成されにくくなっている状況を踏まえ、異校種（小学校と中学校）の再編統合も視野に入れた小中一貫教育校の導入が効果的である。

〔国際化や情報化の進展への対応〕

様々な国や地域の人たち、多様な背景をもつ人たちと共に生きていくことがこれからの中学生たちには求められる。こうした生きていく力は、身近な自然とのふれあいや、様々な人、モノと直接関わり合う体験の中で培われるものである。こうした環境は、発達の段階に即し、意図的・計画的に創り出すことが必要であり、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成する小中一貫教育校において取り組みやすく、成果をあげることが期待できる。

(イ) 学力や学習意欲への対応

平成26年度文部科学省小中一貫教育等に関する実態調査では、教職員が学習内容の系統性を理解し、その深化に伴って教科指導力が向上したこと、小学校における基礎的な知識・技能を確実に身に付けさせることの重要性に対する教職員の意識が高まったこと、また、小・中学校の教職員間の授業観や評価観の差が縮小したことなどが成果としてあげられている。神奈川県では従来より「児童・生徒の学力向上のためには、教職員の授業力の向上が不可欠である」として各種施策を展開してきているが、小中一貫教育校を導入することで、教職員の授業力向上がさらに図られ、児童・生徒の学力・学習意欲がこれまで以上に向上することが期待できる。

(ウ) 不登校やいじめなどへの対応

平成26年度文部科学省小中一貫教育等に関する実態調査では、教職員が、小・中学校それぞれの学校における特色や指導方法等教育活動の良さを認め合い、

義務教育 9 年間を通して子どもたちを育てるという意識を共有することや協力して教育活動に取り組むことが増えたことが成果としてあげられている。教職員の意識の変革は、いわゆる「中 1 ギャップ」克服のために重要なことであり、小中一貫教育校の導入により推進しやすくなると考えられる。

また、同調査では、異年齢集団での活動の増加により、児童の中学校進学に対する不安が軽減したことや児童・生徒の学校生活への満足度が向上したことなどがあげられている。異年齢集団での活動を通して、子どもたちは自尊感情を醸成し、自己肯定感を高めるとともに、思いやりや助け合いの気持ちが育まれている。

9 年間一貫した支援ができる組織作りを進め、学校全体が協働して子どもたちが必要としている支援を行うことにより、支援を必要とする子どもたちを含めた全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることが可能となり、いじめ・暴力行為、不登校等の減少や「中 1 ギャップ」の解消につながることが期待できる。

(I) 地域や家庭の教育力への対応

全国の先行事例の中には、小中一貫教育と*コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等を有機的に組み合わせて大きな成果を上げている例が見られる。これらの一体的な導入により、保護者や地域の方、教職員とが、学校の教育目標や、学校・子どもが抱える課題やその解決策等を共有し、9 年間を通して組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となっている。また、地域教育力の向上につながるとの報告もみられる。

このように地域との協働体制が構築されることにより、地域の方がもつ経験や知識を生かすことができ、家庭や地域の教育力へのサポートが可能となることが期待できる。

(オ) 学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用について

充実した教育活動が行われ、児童・生徒、教職員に活力が生まれるような教育環境を構築するために、地域の実情や学校の抱える課題などを十分考慮しつつ、適正な学校規模の検討を含め、人的・物的な教育資源の集中化を図っていくことが求められる。

小中一貫教育校の導入により、小・中学校が一体的な組織となることで、小・中学校の教職員それぞれの専門性や持ち味が校種を超えて効果的に活用されることが期待できる。

1 (2) イで取り上げた「これまでの県内における小中連携教育の取組」の成果を生かし、課題を解消するための方策としても「小中一貫教育校」の導入が考えられる。

— (カ) 小中連携教育のさらなる推進 —

大きな成果をあげてきた従来の小中連携の取組を生かし、質の高い深まりのある教育活動を日常的に展開することが重要である。そのためには、これまで培ってきた小・中学校の教職員相互の信頼関係のうえに、それぞれの校種の特色や指導方法のもつ良さを認め合い、子どもたちの「連続的な学び」という観点で教育課程を編成する必要がある。

日常的な教育実践と並行して「連続的な学び」という観点で授業研究会を合同で行うこと等を通して、教職員の教科指導力の向上が図られ、児童・生徒に確かな学力を育成することができる。さらに、目標に準拠した評価の趣旨が全教職員に徹底されることで、小・中学校間で評価観の差が縮まり、児童・生徒や保護者の戸惑いが解消される。

中学校の教職員の専門性を生かした授業が小学校で行われることは、児童の知的好奇心が満たされ、学習意欲の向上につながることが期待できる。また、小学校の教職員も、例えば中学校の部活動指導や生徒指導に関わったり、自分の専門領域をいかした授業を行うこと等により、小・中学校教職員一人ひとりのもつ良さを相互に発揮することが可能となる。

地域の方・保護者を含め、教職員一人ひとりが義務教育9年間を通して子どもたちを育てるという意識を持ちながら様々な教育活動を展開することにより、より効果的で質の高い教育の実現が図られる。

このように、全国の先行事例に見られる成果やこれまで県内で取り組んできた小中連携教育の成果を生かし、小中一貫教育校を導入することにより、少子化の中にあっても児童・生徒の豊かな「学び」と「育ち」を確実に育むことができるものと考える。

3 神奈川県の小中一貫教育校

(1) 小中一貫教育のとらえ

平成26年12月の中央教育審議会の答申に示された小中一貫教育校の※1要件を踏まえ、神奈川県における小中一貫教育を、次のようにとらえた。

①小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、②義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、③それに基づき行う教育

これらの文言は、それぞれ次のような意味をもっている。

①「小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、」

「小・中学校で一つの学校という一体感のもとに、9年間をひとまとまりととらえた同じ教育目標（義務教育修了段階で身に付けさせたい力）のもと、小・中学校におけるそれぞれの発達の段階に応じた「めざす子どもの姿」を小・中学校に関わる全ての人（教職員、地域の方、保護者）が共有し、」

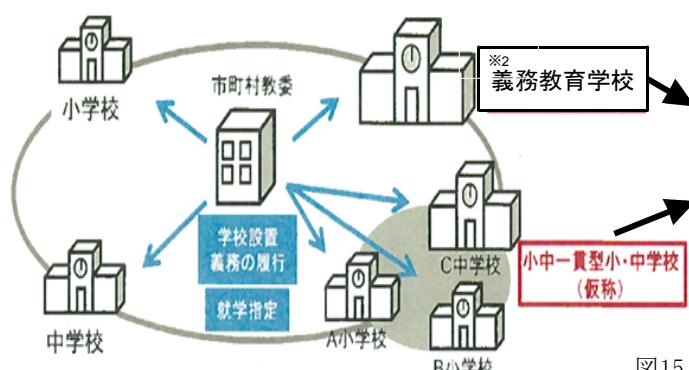
②「義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、」

「校種間の円滑な接続・連携の観点が重視されている学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、小学校1年生から中学校3年生まで連続的に成長する子どもの姿を見通しながら、各教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程を編成し、」

③「それに基づき行う教育」

「学校生活の中で指導に当たる教職員は、義務教育9年間の教育活動を理解し、教育実践に取り組むとともに、小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒は、それぞれの発達の段階に応じた指導を受けることができる教育」

図15 小中一貫教育の制度化後のイメージ



このいぢれも神奈川の小中一貫教育校ととらえる。
学校施設が一体となっているか、分離しているかといった形態や、校長が小・中学校で1名であるか、各校にいるかにはかかわらない。

図15 [出典] 平成26年12月 中央教育審議会資料

※1 中央教育審議会答申(平成26年12月22日)での要件：

小中一貫教育学校（仮称）の要件として、（1）9年間の教育目標の明確化（2）当該教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施（年間指導計画の策定を含む）が示された。また、これらを実現するための学校間の意思決定の調整システムの整備も要件とされている。これにより、従来の「小中連携教育」との違いが明確になるとともに、小中一貫教育学校が制度化された際、教職員配置の要件となることが想定される。

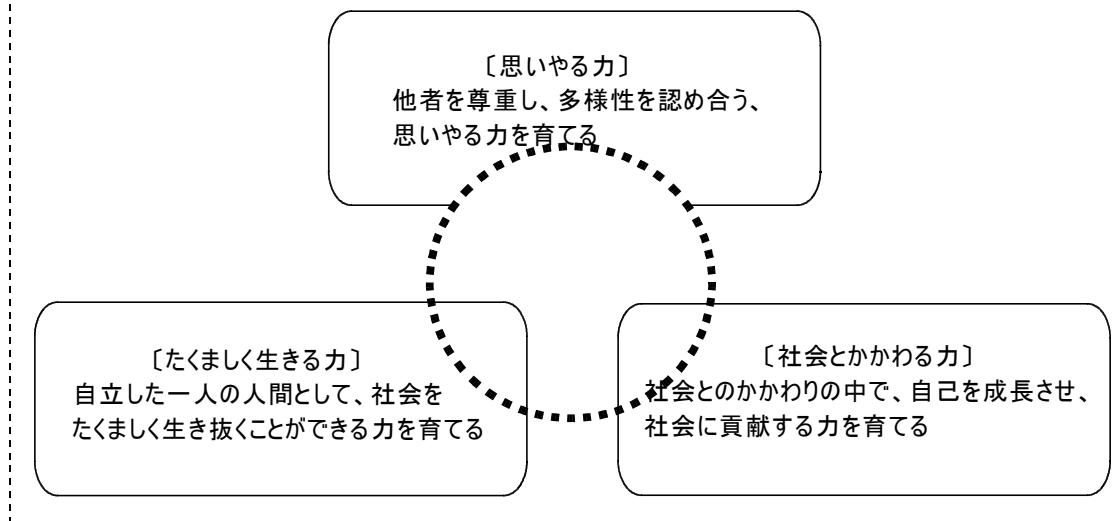
※2 一次報告の時には小中一貫教育学校（仮称）で表記されていた。「教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が、平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなった。これにより、平成28年4月より義務教育学校の設置が可能となつたため「義務教育学校」として表記した。

(2) 神奈川県としてめざす小中一貫教育校のすがた

3 (1) を受け、神奈川県の小中一貫教育校では、次のような子どもたちが育まれることをめざしている。

- ・9年間の教育活動を通して異年齢を含めた多くの仲間たちと関わり、多様性を認め合う活動の中で、他者を尊重し、思いやる力を育んでいる。
- ・9年間一貫した系統的な教育課程のもと、発達の段階に応じた学習習慣の確立及び確かな学力の育成を通して、自立した一人の人間として社会をたくましく生き抜く力を育んでいる。
- ・地域の方が*学校支援ボランティア等として学校の教育活動の支援を行ったり、学校が地域の資源（環境・人材）を活用したり、地域の活動に協力したりなど、地域との様々な関わりをもつ9年間の教育活動を通して社会の中で自己が成長していることを実感し、将来的に社会に貢献する力を育んでいる。
- ・一人ひとりの子どもたちがかけがえのない存在として、仲間たちや周りの大人たちから認められるとともに、9年間の教育活動を通して個々の良さを発揮できる役割が与えられ、適切な支援のもとその役割を果たすことにより自己肯定感を育んでいる。
- ・*インクルーシブな視点での教育実践により、9年間のスパンの中で、個別の教育的ニーズのある児童・生徒を含めたすべての子どもたちが、地域における同年齢や異年齢の仲間たちとの学び合いや高め合いを通して、主体的に共生社会を創る力を育んでいる。

【参考：かながわ教育ビジョンで示されている教育目標】



(3) 小中一貫教育校を導入したときの効果

本報告書でここまで整理した神奈川県がめざす「小中一貫教育校」を導入した際、次のような効果が得られると考えられる。

(ア) 急速な社会の進展について

〔少子化の進行への対応〕

少子化により学校規模が縮小すると、運動会や合唱発表会等の行事や部活動など一定規模の集団を前提とした教育活動の実施が難しくなるが、小中一貫教育校を導入することで集団の規模が確保され、教育活動が保障されると考えられる。

〔国際化や情報化の進展への対応〕

多種多様な母語をもつ子どもたちが多く生活する神奈川県において、異年齢の人も含めた様々な人たちと関わる機会が増える小中一貫教育校の導入は、国際化に対応する力を育む機会となることが考えられる。

また、急速に進展する情報化の中、情報モラルを含む情報教育等についても、9年間の成長の段階に応じた指導を計画的・継続的に積み重ねることができ、より主体的に問題解決を図ろうとする態度を育成することができると考えられる。

(イ) 学力や学習意欲について

〔児童・生徒への効果〕

中学校の教職員が小学校で授業を行うことにより、小学生はより専門性に根ざした授業を受けることが可能となり、知的好奇心が満たされ、学力や学習意欲の向上が期待できる。

また、校種による切れ目のない授業が計画できることから、中学生が小学校の学習範囲に戻って、基礎的・基本的な知識・技能を繰り返し学習する場面を設定しやすくなると考えられる。さらに、これまで以上に、多様な考えをもった仲間たちと交流し合う場面を設けることが可能となり、自らが考え方をもつて判断し表現する力を育む機会を増やすことができると考えられる。

発達の段階が考慮された一貫した学習規律や「聴き方」や「話しかけ方」などの学び方を通して、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることができ、自立した人間として社会をたくましく生きる力を育むことが期待できる。

〔教職員への効果〕

小・中学校それぞれの指導方法の良いところを、それぞれの教職員が学び合うことで、これまで以上に指導力の向上が図られると期待できる。

小学校の教員が中学校で学ぶ子どもの学習状況を把握することで、小学校段階で身に付けておくべき基礎的・基本的な事項に対する認識が高まり、具体的な指導のポイントが明確になることが考えられる。

小・中学校教職員が合同で行う授業研究等を日常的に実施することが可能となり、授業方法や評価方法等の実践研究が進み、より質の高い教育活動を実践することができると考えられる。

(ウ) 不登校やいじめなどについて

[いわゆる「中1ギャップ」の緩和]

子どもたちの学校生活における充実感が高まるとともに、小学校の児童にとっては、日常的に中学校の生徒や教職員と共に学び共に生活することにより、中学校での生活に対する不安を感じることが少なくなることが期待できる。

教職員が9年間の子どもの姿を日常的に見合うことにより、支援が必要な子どもたちへの対応や発達の段階に応じた指導の充実が期待できる。さらに、インクルーシブな視点での実践では、支援が必要な子どもたちだけでなく全ての子どもたちにとって過ごしやすい学校となり、多様な仲間たちとの学び合いを通して共に共生社会を創り出す力を育んでいくことが期待できる。

教職員は、小学校の児童指導においては、中学校の生徒指導で蓄積されたノウハウを用いることで、問題行動の未然防止、早期発見、早期対応などが、また、中学校では、小学校での状況を十分に把握しながら、生徒指導にあたることができるようになるなど、組織として適切に取り組むことができるようになると考えられる。こうしたことから、いわゆる「中1ギャップ」が緩和され、いじめ・暴力行為や不登校の減少が期待できる。

[自尊感情の醸成]

異年齢集団との日常的な関わりを通して、多様性を認め合い、下級生は上級生へのあこがれ、上級生は下級生への思いやりの気持ちを持ち、他者を尊重する心が育まれることが考えられる。また、9年間を通じた教育活動の中で一人ひとりが自分の役割を果たすことを通して、仲間たちや周りの大人たちからも認められ、自己肯定感が高まり、自尊感情が醸成されていくことが期待できる。

(イ) 地域や家庭の教育力について

小中一貫教育校の導入により、単位PTAの組織を小・中学校合同とするなど、今まで以上に広範囲の地域が一体となった取組とすることが期待される。

9年間のつながりの中で保護者同士の関係も広がり、例えば、中学生の保護者が小学生の保護者の相談に関わることでより広い視野からのアドバイスが可能となり、悩みの共有や解決が図られやすくなることが期待できる。

9年間を通して、地域から学ぶ学習場面、地域のために貢献する学習場面等が計画的に設定でき、将来に渡り地域社会に貢献する態度を育むことができると考えられる。

(才) 学校規模の縮小に伴う、教育環境の充実と教育資源の効果的な活用について

中学校の教職員の教科の専門性を小学校の教科指導に生かすことが可能となる。また、小学校の教職員の中にはスポーツや文化に関する知識、技能に秀でている者もあり、それらを中学校の指導に生かすことも可能となる。

中学校では学校規模の縮小により専門教科の教員の確保が難しくなる場合があり、一定程度の規模の確保が、教育の質の保障につながると考えられる。

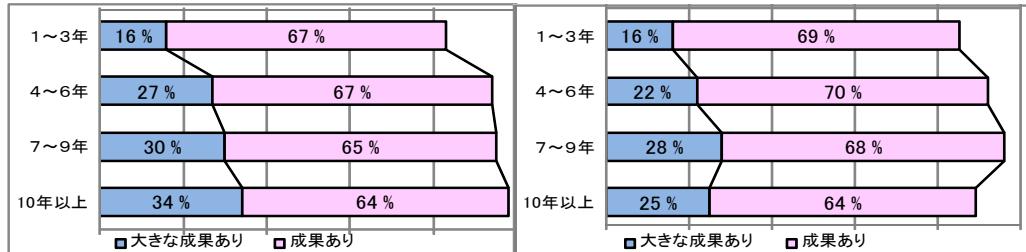
小・中学校が一体的な組織となることで教職員の人数が増え、校務分掌が効率的に行われるようになり、より子どもたちと向き合う時間を確保することができるようになることが期待できる。

【導入した当初より現れることが予想される効果】

〔児童・生徒への効果〕 中学校への進学に不安を覚える児童が減少し、いわゆる「中1ギャップ」が緩和された（図16）。

〔教職員への効果〕 小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れ、協力して指導にあたる意識が高まった（図17）。

図16 「いわゆる「中1ギャップ」が緩和された」 図17 「小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった」



【取組が進むことにより期待される効果】

〔児童・生徒への効果〕 下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まるとともに上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった（図18）。

〔教職員への効果〕 小・中学校の教職員間で授業観や評価観の差が縮まった（図19）。

図18 「上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった」 図19 「小・中学校の授業観や評価観の差が縮まった」

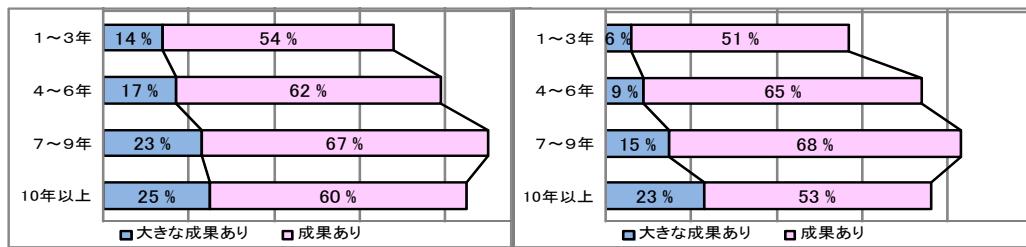


図16, 17, 18, 19 [出典] 平成26年度「小中一貫教育等についての実態調査」（文部科学省）

(4) 想定される課題及びその解決に向けて検討すべき方策

小中一貫教育校の導入にあたっては、前項で述べた期待される効果の他に、想定される課題とその解決に向けた方策も検討する必要がある。

【児童・生徒に関わって】

〔人間関係の固定化〕

9年間の一貫教育の中で、児童生徒の人間関係が固定化してしまうことによる悪影響があるのではないかとの懸念が存在する。

多様な形態での異学年交流を増やすことで、多様な考えに触れる機会を増やし、より多くの教職員が児童生徒と関わり、多面的な評価を行う体制を整えるといった工夫など、先進地区の取組を参考にすることが考えられる。

〔小学校高学年におけるリーダー性の育成〕

小学校6年生にとって、「最高学年」としての自覚と責任を育む機会が失われる懸念があると指摘される。

学年の区切りを設置者が定めるときは、例えば学年の区切りにふさわしい教育課程の編成など、節目を利用することで、自らの成長の自覚と責任を促すことが可能であると考えられる。

〔中学校の生徒指導上の問題の小学生への影響〕

中学校で問題行動が目立つ学校の場合、その影響が下級生にまで及ぶ危惧が指摘される。

児童・生徒の実情や学校・家庭・地域の状況により異なると考えられるが、異年齢交流の効果的な実施により上級生・下級生の関係が改善し、生徒指導上の問題が減るなどの効果をあげている学校が多数存在していることが明らかになっており、こうした取組を参考にすべきと考える。また、問題行動をおこしがちな生徒の低学年時を知っている教員が校内にいることで、その指導が有効に働くことが考えられる。

〔転出入への対応〕

小中一貫教育校と通常の小・中学校との間で教育課程の編成に違いがある場合、転出入の際、児童・生徒に学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じる懸念がある。

こうしたことは、現状でも起こることがあり、各学校では、転出入する児童・生徒や保護者から状況を聴き取り、家庭と連携しつつ、きめ細かく対応することが考えられる。

〔施設分離型における日常的な交流の難しさ、移動の時間や安全の確保〕

施設が離れている場合、時間的な制約が大きいことから日常的な交流の難しさが想定される。

交流する曜日や期間を決めるなど、年間計画に位置づけて実施することが考えられる。また、児童・生徒が交流時に移動する際の安全の確保については、事前の下見で危険箇所を把握し人員を配置するなどの配慮が必要で、その際、PTA会員や地域の方の協力を得ながら実施することも考えられる。

【地域の方・保護者に関わって】

〔地域の方・保護者への説明〕

地域の方にとっては、小中一貫教育校の設置により地域コミュニティが分断してしまうのではないかという懸念が生じることが考えられる。

計画段階より地域の代表者に参加していただくなど、理解と協力を得る取組が必要と考える。また、学校運営協議会を中学校区を中心に構成し、学校運営にも積極的に参加していただくことで、「地域の学校」としての存在を示した上で、導入していくことも考えられる。

日頃より、地域の方にも行事や授業などの学校活動を積極的に公開し、「地域とともに子どもを育てる」という理念を発信し、施設分離校における校舎移動時の交通安全の問題等、課題と考えられていたことについても、地域の協力を得ることで安全性を確保し、現在の校舎・施設を有効活用するという利点がいかされるようになると考えられる。

【教職員に関わって】

〔教職員に求められること〕

教職員自身の小・中学校での経験や教職生活の中で慣れ親しんだシステムから変わることや新しいシステムに対応することが求められる。

その際、小中合同での教育活動の導入を契機として、これまで実施してきた会議を精選するなど、計画的・効率的に校務を進めることが重要である。また、教材の共有化や授業の効率化のための*ICT利活用環境の整備、校内支援システムの導入なども考えられる。さらに、小中一貫教育校の取組の成果や効果を教職員が実感するための成果指標を設定するなど、可視化の取組や工夫も必要であると考える。

〔打合せ時間の確保〕

小中の教職員の共通理解を図るための会議や研修会等の設定が必要である。

この場合、ICTの利活用、会議の精選、教材・教具・指導案等の共有化などの取組により効率的な学校運営を行い、時間を確保していくことが考えられる。

〔管理職の配置〕

学校教育法により、校長その他の管理職は、小学校と中学校それぞれに配置されることとなっており、一貫した教育活動を展開するうえで重要な事務にかかる意思決定について、校長間の意思疎通が常に必要になるなどの課題が生じる場合がある。

こうしたことから、各市町村には、実態に応じた学校間の意思決定の調整システムの整備が求められており、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任しておくなどの方策が考えられる。

〔教員免許について〕

平成26年12月中央教育審議会答申によれば、小中一貫教育校の教員について、小学校及び中学校教員免許状の併有を原則とすることが適当であるとされている一方、神奈川県においては、小中両免許を併有している教員数は、全国より少ないという状況がある（図20）。

兼務発令の活用などとともに、異校種の教員免許状を取得しやすくすることや、異校種における指導範囲の拡大等の制度改正が求められる。

〔教職員研修について〕

小中一貫教育校は、小学校・中学校の9年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、配置される教員は、9年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である。

教育委員会や学校は、小・中相互の良さを学び合い、異校種における指導技術を向上させるなどの教員研修を充実させる必要があると考えられる。

【その他】

〔小中を合わせた日課表の作成〕

小学校は45分授業、中学校は50分授業が標準であり、乗り入れ授業を実施するために時間割の編成を工夫する必要がある。

小・中それぞれの子どもたちや学校・地域の実態に応じた時間割の編成を行うために、全国の先進事例を参考にすることが考えられる。

図20「小中両免許併有教員の割合」

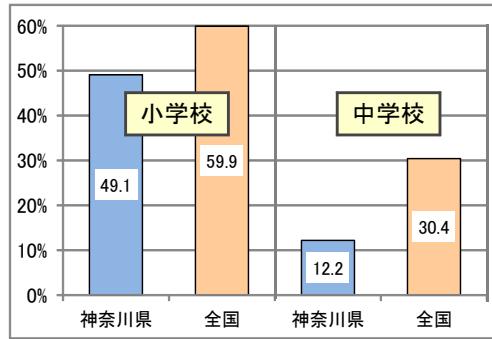


図20〔出典〕平成26年度「小中一貫教育等についての実態調査」(文部科学省)

4 小中一貫教育校のモデル校導入に向けて

(1) モデル校選定の考え方

前章までの内容を踏まえ、県内で小中一貫教育校のモデル校による実践研究を進めていくことが望ましい。

モデル校には、神奈川県がめざす小中一貫教育校のすがたの実現に向けて、地域や児童・生徒の実態に応じた様々な工夫をこらすなど、その知見を収集し、その取組の成果と課題を整理・検証し、県内への普及に取り組むことが求められる。また、モデル校として取り組むにあたっては、期待する成果や、解決を図りたい課題点を明確にすることが必要である。

なお、神奈川県の多様な地域性を鑑み、施設の形態や中学校区の構成、市町村の規模など、状況が異なる複数の地域を選定していくことが望ましい。

(2) モデル校選定のプロセス

モデル校選定の経過や選定したモデル校の概要、期待される効果については次の通りである。

ア モデル校選定の経過

モデル校の選定は、次のような経過で行われた。

平成27年2月5日：一次報告の手交

平成27年2月6日：モデル校の設置にかかる意向確認の実施
：意向の有無に関する市町村の回答

平成27年2月20日：設置の意向を受けた市町村に対し、計画概要の作成依頼

平成27年3月5日：県教育委員会において、計画概要を基に審査し、モデル校（中学校区）を指定

イ 選定の観点

選定にあたっては、次に示す観点で行った。

- ・施設の形態や中学校区の構成がモデル校として妥当かどうか。例えば、隣接型か分離型か、中学校区での小学校や中学校の数、地理的条件等の状況について
- ・期待される効果や解決を図りたい課題が、取組を行う理由や必要性として、合理的で妥当であるかについて
- ・取組の計画は、目的を達成するために必要な内容になっているかについて
- ・取組の内容は実現性が高く、小中一貫教育の推進が期待できる内容となっているかについて

ウ モデル校（中学校区）

- (1) 海老名市（有馬中学校区）-有馬中学校、有馬小学校、門沢橋小学校、社家小学校
- (2) 秦野市（北中学校区）-北中学校、北小学校
- (3) 箱根町（箱根中学校区）-箱根中学校、湯本小学校、仙石原小学校、箱根の森小学校

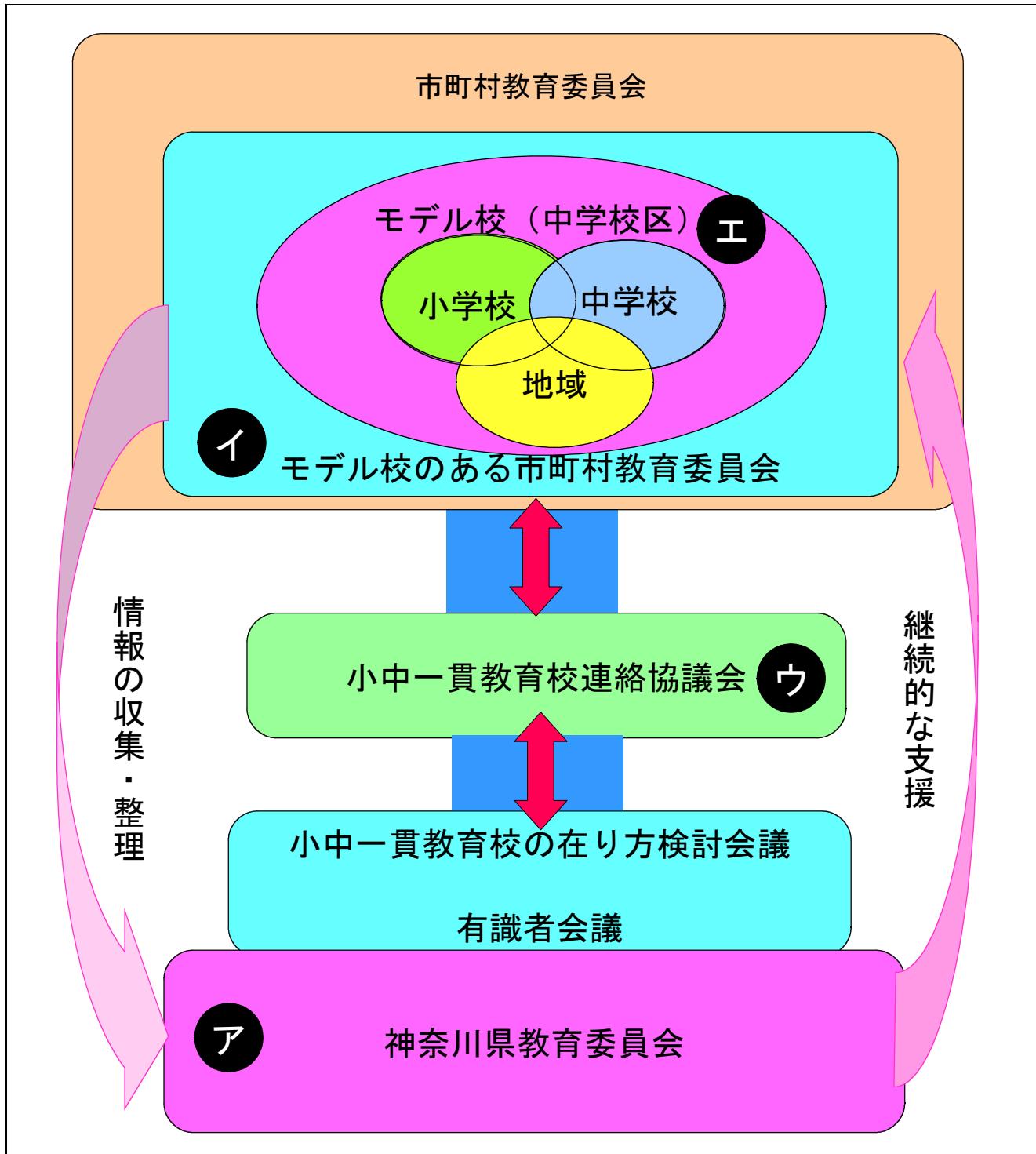
エ [モデル校（中学校区）の概要]

項目 市町村	モデル校 (中学校区)	施設形態	期待される効果	想定される課題
海老名市	(有馬中学校区) 有馬中学校 有馬小学校 門沢橋小学校 社家小学校	1中1小の隣接型と2小の分離型の併存	<ul style="list-style-type: none"> ・中1ギャップの解消 ・学力の向上 ・児童生徒の豊かな心の育ち ・教職員の授業力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識の醸成 ・導入時の教職員の多忙化 ・施設形態の違いによる取組内容の共有化
秦野市	(北中学校区) 北中学校 北小学校	1中1小隣接型	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・家庭との連携 ・学力の向上 ・義務教育9年間を一貫した教育課程の具体化 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識の醸成 ・導入時の教職員の多忙化
箱根町	(箱根中学校区) 箱根中学校 湯本小学校 仙石原小学校 箱根の森小学校	1中3小分離型で町全体の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした学校づくり ・学力の向上 ・ICTの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識の醸成 ・学校間が離れていることから起きる連絡調整の難しさ

(3) モデル校への支援の在り方

指定したモデル校での小中一貫教育推進に関して、モデル校（中学校区）の役割は、神奈川県がめざす小中一貫教育のすがたの実現に向けて、地域や児童・生徒の実態に応じた工夫の収集、成果と課題の検証・普及といった役割を担っている。そこで、市町村教育委員会やモデル校（中学校区）が実施する取組に対し、適切に県教育委員会が指導・助言していくことが求められることから、図21に示す内容で支援することが望まれる。

図21 <支援体制の構造図>



ア 県教育委員会における体制づくり

(ア) 小中一貫教育サポートデスクの設置

モデル校（中学校区）での小中一貫教育に関わる指導・助言及び支援を行うため、県教育委員会に小中一貫教育サポートデスクを設ける必要がある。具体的には、モデル校（中学校区）を所管する市町村教育委員会の小中一貫教育推進担当者やモデル校（中学校区）に配置している小中一貫教育コーディネーターへの助言、あわせて先進地区の取組について情報提供を行うことが求められる。

(イ) インクルーシブ教育推進課との連携

本県では、共生社会の実現をめざし、すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育を推進している。そこで小中一貫教育を推進するにあたり、この視点を明確に位置づけるため、インクルーシブ教育推進課と連携し、市町村教育委員会やモデル校（中学校区）に対して情報提供とともに、協力体制の強化を図っていくことが望ましい。

(ウ) モデル校（中学校区）を所管する教育事務所との連携

モデル校（中学校区）のある教育事務所に小中一貫教育担当者を置き、モデル校の取組の情報収集をはじめとして、連絡協議会への参加、モデル校への指導、助言等、連絡調整を図りながら進めていくことが望ましい。

(エ) 有識者会議の設置

小中一貫教育校の在り方検討会議終了後は、新たに有識者会議を立ち上げ、モデル校（中学校区）へ、小中一貫教育推進に係る取組について、継続的に助言する組織とすることが必要と考えられる。

イ 市町村教育委員会・モデル校（中学校区）における体制づくり

(ア) 市町村教育委員会における組織づくり等について

市町村教育委員会は、モデル校（中学校区）の設置者として所管する小・中学校教職員及び児童・生徒の交流を促進するための体制を整えていくことが求められる。

また、モデル校（中学校区）のある市町村教育委員会に小中一貫教育担当を置き、中学校区の管理職や小中一貫教育コーディネーターと連絡調整を図り、きめ細かく指導・助言を行っていく体制づくりの必要がある。

(イ) 保護者・地域との連携について

小中一貫教育を推進していくためには、9年間を通した教育を行うことが子どもたちの成長にとって、より効果があることなどについて保護者や地域の方の理解を得ることが必要である。そして、地域の中で子どもを育てるという意識をもつことが、子どもの自己有用感にながることの理解を得て、積極的に学校経営に参画することを求めていくことが必要である。例えば、中学校区全体で保護者会を開き、その中で小中一貫教育に関する意見交換を行ったり、保護者や地域の方を対象に子育て講座等を設け小中一貫教育についての理解を促したり、小中一貫教育に関する情報誌(リーフレット)等を配布するといったことが考えられる。

このような取組をとおして、例えば、コミュニティ・スクール等の導入による地域の教育力の向上をめざし、市町村全体で学校を支えていく体制づくりについて検討していく必要がある。

ウ 小中一貫教育校連絡協議会等の設置

各モデル校間での情報交換、情報共有および、取組の成果の検証を行うため小中一貫教育校連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する必要がある。この連絡協議会は、モデル校（中学校区）、市町村教育委員会、県教育委員会の担当者と有識者からなるメンバーで構成され、各モデル校（中学校区）と市町村教育委員会、県教育委員会の連携を図るための重要な役割を担うものである。

(ア) 各モデル校間での情報交換、情報共有

各モデル校（中学校区）の小中一貫教育コーディネーター等が中心となり、各モデル校の取組等について情報交換、情報共有を行う場である。この場では、連携を密にしながら幅広い視野で、小中一貫教育を進めていくことが効果的である。この、連絡協議会で話し合い、まとめたことを、他市町村教育委員会や学校に発信していくことにより、県内の小中一貫教育の充実を図ることができると考えられる。

(イ) 各モデル校での取組の成果の検証

本協議会において、各モデル校（中学校区）での取組を評価・検証するアンケート等を作成し、児童・生徒、教職員、保護者の意識の変容、児童・生徒の学力や問題行動等についてデータを検証することで、小中一貫教育の普及に役立てることができる。

アンケートの結果については、学校や保護者、地域に発信していくことで、問題意識や意義を共有し、家庭や地域との連携を深めることができる。なお、こう

したアンケート等の調査・検証は、継続的に行い、得られた成果をリーフレット等にまとめ、小中一貫教育の普及に役立てることが必要である。

[参考]<評価・検証項目として考えられること>

(1)組織

- ・授業交流、児童・生徒の交流活動を推進するための連絡調整は効率的に行われているか。
- ・小中一貫教育推進のための教職員の組織や教員配置は効果的であったか。

(2)教育活動

- ・小・中学校、小学校相互の「交流活動」は児童・生徒の相互理解に効果的であったか。
- ・「乗り入れ授業」は児童・生徒の学習への取り組み姿勢に効果的であったか。
- ・教員間の授業交流や「合同研修会」の実施は、学習指導上、生徒指導上の観点から効果的であったか。
- ・教員の児童・生徒理解についての変容はどうか

(3)教育課程

- ・9年間を見通したカリキュラムになっているか。
- ・確かな学力の定着・向上に向けて効果的なカリキュラムになっているか。

(4)授業実践

- ・既習事項を踏まえたり、後の学習事項を見通したりしながら授業実践が行われているか。
- ・確かな学力の定着・向上に向けて、重点的に指導すべき事項を認識した授業実践が行われているか。
- ・一貫性のある指導と評価は効果的に行われているか。

(5)児童・生徒の学力

- ・各学年での学習内容が定着しているか。
- ・児童・生徒の学習意欲の向上は図られているか。

※全国学力学習状況調査や県の学習状況調査等の活用

(6)児童・生徒の生徒指導面

- ・問題行動等、生徒指導面での問題の解消は図られているか。

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等の活用

(7)インクルーシブ教育の視点

- ・インクルーシブ教育の視点を踏まえてカリキュラム・マネジメントを行ったか。

(先進地区取組事例を参考に神奈川県教育委員会が作成)

エ モデル校（中学校区）に対する人的支援

(7) 小中一貫教育コーディネーターの配置

モデル校には、小中一貫教育コーディネーターを配置し、学校間の連絡調整を行うとともに、連絡協議会に参加し、モデル校の取組に関する資料の作成及び成果の検証・分析を行う必要がある。図22 「小中一貫教育のコーディネータ役を担う教員一方、全国の小中一貫教育を加配状況」

担う教員の加配状況(図22)

をみると、コーディネーターとして「加配されている」が15%で、「加配はないが学校内ではコーディネーター役を指名している場合」が51%である。

今後コーディネーターのモデル校での役割や業務等について整理・検証していく必要がある。

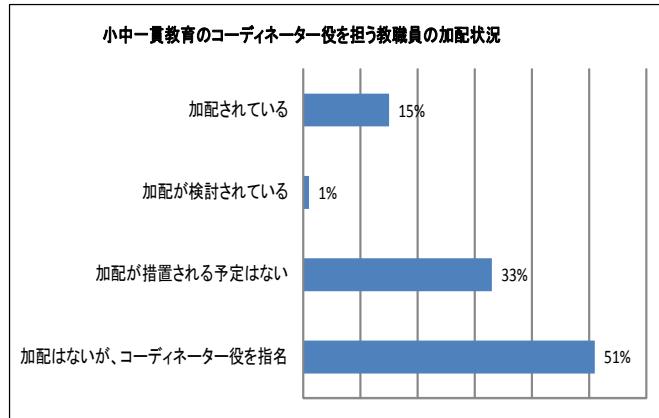


図22 [出典] 平成26年度「小中一貫教育校等に関する実態調査」(文部科学省)

(イ) 乗り入れ授業への教員配置について

中学校から小学校、小学校から中学校への乗り入れ授業等を実施するためには、保有免許等を踏まえた教員配置をすることが望ましい。

また、乗り入れ授業を行った場合の教育的効果、教職員の負担等について、モデル校での取組を基に検証する必要がある。

(ウ) 管理職の配置について

神奈川県の小中一貫教育校においては校長の配置に関して「小・中学校で1名である」か「各校にいるか」については規定していない。ただし、小中学校各自に校長がいる場合は、小中一貫教育校としての責任者としての役割を果たす校長について決めておく必要がある。

表2 校長の体制

	一人の校長が小・中学校を兼務している	学校毎に校長がいるが、責任者としての役割を果たす校長が決まっている	学校毎に校長がおり、適宜連携を図っている	全体
施設一体型	112 (76%)	9 (6%)	27 (18%)	148 (100%)
施設隣接型	7 (12%)	8 (14%)	44 (75%)	59 (100%)
施設分離型	4 (0%)	91 (10%)	787 (89%)	882 (100%)
その他	8 (20%)	7 (17%)	26 (63%)	41 (100%)
全体	131 (12%)	115 (10%)	884 (78%)	1130 (100%)

表2 [出典] 平成26年度「小中一貫教育校等に関する実態調査」(文部科学省)

表2は、平成26年度文部科学省調査による「小中一貫教育校等に関する実態調査」における「校長の体制」を示したものである。施設一体型の場合は、一人の校長が小・中学校を兼務している割合が高く、施設隣接型や分離型においては学校ごとに校長を置いている割合が高い。今後、国の義務教育学校や小中一貫型小学校中学校等の制度化の動向を見据えながら、管理職の配置についても詳細な検討をしていくことが必要である。

5 小中一貫教育の推進にあたって

(1) 基本的な考え方

全国の先行事例に見られる成果やこれまでの県内で取り組まれてきた小中連携教育の成果から、少子化の進行やいわゆる中1ギャップ等の課題を解決するための一つの方策として小中一貫教育を推進することは、非常に有効であると考える。

また、県は共生社会の実現をめざし、できるだけ、すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育を推進しており、小中一貫教育の取組において、9年間の連續した教育活動の中にこの視点を取り入れていくことは、重要であると考えられる。

小中一貫教育校においては、市町村教育委員会の明確な方針のもとで、各学校が主体的に取り組むことが大切であり、県の役割はその取組を積極的に支援することである。

県として、小中一貫教育の推進における市町村教育委員会の多様なニーズに応えられるよう、モデル校での成果等を基に、県の支援の在り方（現状分析、組織体制づくり等）を整理し、継続的に指導・助言、援助することが、重要と考える。

これらのこととを実現するため、(3)「モデル校への支援の在り方」で示した県の体制を継続するなど組織的に支援を行っていく必要がある。

(2) 教職員の研修

ア 小中一貫教育推進のための教職員研修の内容

小中一貫教育を推進するにあたっての必要と考えられる教職員研修は、次の通りである。

A 組織づくり

小中一貫教育を推進する中学校区が、めざす子ども像を共有し、その実現を図る取組を実施していくための教職員の組織、教員配置について研修する。

B 教育活動の在り方

児童・生徒の交流活動や合同研修会等の教職員の交流活動、乗り入れ授業の効果や実施していくための方法について研修する。

C 教育課程

*カリキュラム・マネジメントの視点で、9年間を見通したカリキュラムづくりについて研修する。

D 授業実践及び学習評価

小中が合同で研究授業参観や授業研究会(検討)会を行うことで、多面的な視点での授業作りについて研修をする。また、小学校・中学校それぞれの評価について研修する。

E 児童・生徒の学力向上

全国学力学習状況調査の結果を市町村、中学校区単位で分析し、それを地域や子どもたちの実態にあわせて活用していく方法について研修する。

F 生徒指導

国の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などをもとに、児童・生徒指導の課題、さらには中1ギャップの解消をめざし、接続の時期の子どもの指導の在り方について研修する。

G インクルーシブ教育の推進の視点

共生社会の実現をめざし、小中一貫教育の取組において、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育の視点を9年間の連続した教育活動の中に位置づけることについて研修する。

H 国や県の施策・動向について

教職員の小中一貫教育に対する理解を深めるために、国の施策や県としての小中一貫教育推進の考え方等について研修する。

イ 小中一貫教育推進のための教職員研修の実施方法

(ア) 総合教育センターが行う研修

総合教育センターでは、年次研修（教職経験に応じた基本研修）や管理職研修（マネジメントの能力向上のための研修）等の指定研修と自己研鑽のための研修講座において、小中一貫教育の在り方についての研修を行うことが必要である。

指定研修では、前項のアの内容を踏まえるものとし、これらの内容を現在開設している研修講座の中で他の研修に含めて行っていくことが考えられる。総合教育センターでの集合研修では、主に国の動向や県の施策の概要についての説明を行う。これらは、教育に対するより高い視野や知見を身に付けるべき管理職対象の研修で実施することが望ましく、小中一貫教育の更なる推進に資するような情報提供を行っていくことが考えられる。

自己研鑽のための研修講座では、今日的な教育課題に関する内容として、神奈川県のめざす小中一貫教育についての研修講座を設定することが考えられる。この講座では、国や県の施策を説明する他、モデル校の取組の紹介や、県内の各校が自校の児童・生徒の実態を基に、めざすべき小中一貫教育校の在り方を協議すること等が考えられる。また、本研修で出された意見が、県内の小中一貫教育の推進に寄与することが期待される。

さらに、将来的に小中一貫教育校が全県的に普及し、各地区にコーディネーターが設置された場合、コーディネーターに対する研修を行ったり、センター職員がアドバイザー役として各学校や地区に訪問して研修を行ったりすることも考えられる。

(イ) 教育事務所が行う研修

各教育事務所で実施している、小中学校の地区教育課程研究会を合同で行ったり、授業力向上に係る研修の中で、小・中学校の接続の視点をもって行うことや、各教科領域等の連続性、系統性について研修を深めることが考えられる。

また、児童、生徒指導に係る研修において9年間を見通した視点で研修を進めることで中1ギャップ、不登校等について相互に学び合う機会とすることが考えられる。

(ウ) 各市町村教育委員会が行う研修

各市町村教育委員会が行う研修としては、小・中学校の教職員が、異なる学校段階での指導方法の違いや良さ、児童・生徒の学習や生活の状況の理解等を目的として行う、小中合同研修会の実施がある。合同研修の内容としては、例えば、学習評価についての研修や支援をする子どもたちのケース会議の持ち方等、その中学校区で課題となっていることを取り上げることが考えられる。

また、管理職や教務担当者を対象に、教職員同士の日常的な交流が可能となるような仕組みづくりという視点での研修も有効である。その際、教職員の負担軽減の工夫について、小学校が複数ある場合は学校同士の連携という観点も取り入れることが必要である。

また、広く学校や地域に小中一貫教育についての理解を促すために、管理職対象の研修会や保護者や地域向けの説明会を実施していくことも重要である。

(エ) 県教育委員会（子ども教育支援課）が行う研修

県教育委員会（子ども教育支援課）が行う研修としては、県の指導主事が直接学校や市町村教育委員会に出向く、出前講座が考えられる。これは、各学校や市町村教育委員会のニーズに対応した小中一貫教育に関する理解や、教職員の意識の向上を目的とした研修である。また、小中一貫教育を導入するにあたって、学校が主体となって導入するためのスタートアップセミナー研修や小中一貫教育を中心になって進める担当者に対するオリエンテーション等が考えられる。

また、現在既に行っている*全県指導主事会議での小中一貫教育についての説明や、*全県教育課程研究会の小・中合同での開催、小中一貫教育の普及啓発の場として、*学力向上シンポジウムの中で小中一貫教育校の取組について発表すること等が考えられる。

<必要な研修のまとめ>

	A 研修内容 組織作り	B 教育活動	C 教育課程	D 授業実践 学習評価	E 児童生徒 学力向上	F 生徒指導	G インクル ーシブ教 育	H 国県の施 策
実施主体								
総合教育センター								
教育事務所								
市町村教育委員会								
神奈川県教育委員会（子ども教育支援課）								

(3) 免許制度における運用の在り方

ア 教員免許の取得についての現状

神奈川県における小中一貫教育校の推進にあたっては、小中一貫教育校の教員は小・中学校両方の教員免許を所持していることが望ましい。しかし、現状としては、神奈川県では小・中両免許を併有している教員は少なく、さらに中学校の教員が小学校の免許を持っている割合は他県に比べて特に低い現状にある。この現状を踏まえた対応や小・中両免許併有教員を増加させるための取組を検討する必要がある。

図23 小学校教員に占める中学校免許併有教員の割合 図24 中学校教員に占め小学校免許併有教員の割合

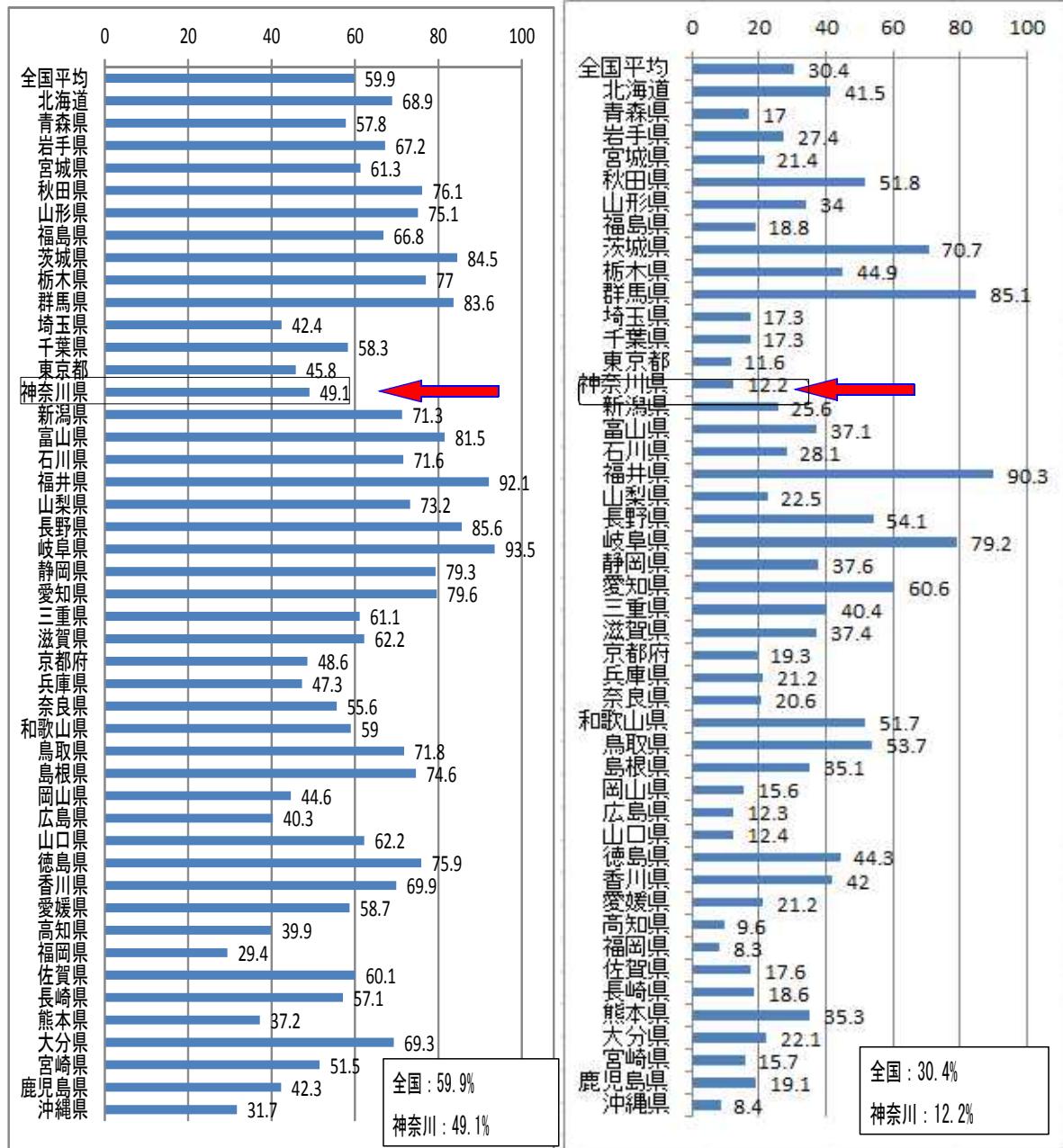


図23, 24 [出典] 平成26年度「小中一貫教育校等に関する実態調査」(文部科学省)

イ 現状での乗り入れ授業における兼務発令について

乗り入れ授業を考えた場合、例えば小学校高学年で教科担任制の実施や小学校と中学校相互の乗り入れ授業等の実施を行うことが考えられる。

- ・中学校の教員⇒小学校：(理科や音楽等)教科を持つことが可能
- ・小学校の教員⇒中学校：チームティーチングや学習支援で入ることを想定

小・中学校の教員が相互に学校を行き来し、乗り入れ授業等を行う場合には、市町村教育委員会が必要に応じて兼務についての内申をし、県が兼務発令を行う必要がある。兼務発令を受けた教職員は小・中学校両方に所属することにより、小中一貫教育に対する意識が高まり、適切な児童・生徒の理解やよりきめ細かい指導が期待できる。

図25 「小学校における教科担任制の実施状況」

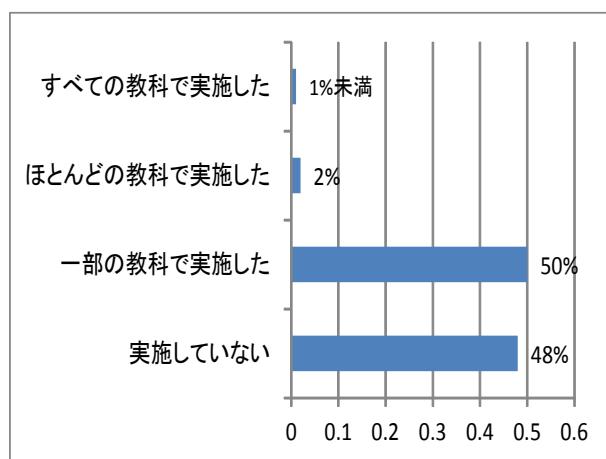


図26 「小・中学校の乗り入れ授業の実施」

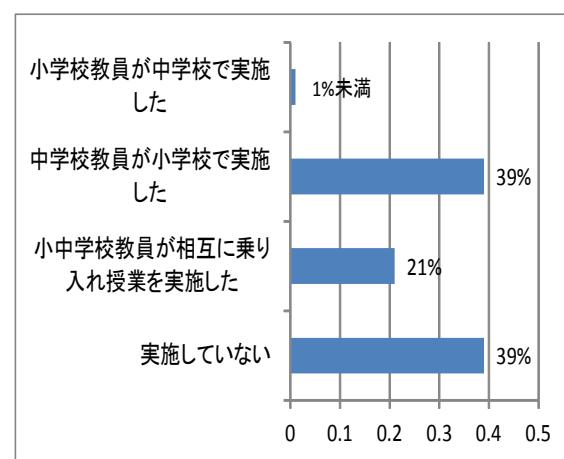


図25, 26 [出典] 平成26年度「小中一貫教育校等実態調査に関する実態調査」(文部科学省)

表3 「免許により担当できる教科等」

	小学校					中学校			
	各教科	道徳	外国語	総合	特活	各教科	道徳	総合	特活
小学校免	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中学校免	※ ¹ △	×	※ ² △	※ ¹ △	×	○	○	○	○

※1 例えば、中学校理科の教員免許状を所持するものは、小学校理科の指導、総合的な学習の時間における理科に関する事項の指導が可能

※2 英語の教員免許状を所有するもののみ、外国語活動の指導が可能。

表3 [出典] 「小中一貫教育関連基礎資料」(文部科学省)

<子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）より抜粋>

※教員が相互の学校段階に乗り入れて授業を行うことが有効である。しかし、乗り入れ授業を行う教員がもとの学校段階における授業に加えて乗り入れ授業を行うためには、時間割やもちらん授業時数の調整が必要となる場合もある。また、こうした取組を一定の規模で継続的に行っていくためには、適切な教員配置を進め後補充を可能とともに、中長期的には教員の小・中の免許併有率を高め、乗り入れ先と乗り入れ元の学校段階の教員が日常的に相互補完し合える体制を構築していくことが求められる。

ウ 今後の方向性

今後は、現職の教員が他の学校種の教員免許を取得しやすくなるよう、大学や県における認定講習などを充実させる取組について検討する必要がある。

併せて教員免許の併有が、資質能力の向上につながるということや専門性を身に付けることが、幅広い視野に立った教育につながっていくということを啓発するなど、*隣接免許の取得を推奨する取組を行っていくことが必要である。

また、大学（教員養成学部を含む）に対して、両免許取得促進を働きかけ、両免許を併有する優秀な人材を採用していく必要がある。

その他に、教員が相互に乗り入れ授業を行うことができるよう、適切な教員配置をするとともに、乗り入れ先と乗り入れ元の学校段階の教員が日常的に相互補完し合える体制を構築することが望ましい。その際、教員の意識や児童・生徒の意識や学力の変容を見取ることによって、乗り入れ授業の効果について検証する必要がある。また、図27にあるように全国の実践では、小中一貫教育校の教職員全員に兼務発令を行っているところもあり、小中一貫教育校における兼務発令の在り方についても検討していく必要がある。

今後は、国の制度化を見据えつつ、（義務教育学校制度には「小・中両方の併有を原則とする」とある。）長期的な視野で教員の配置や現状でできる対応について考えていく必要がある。

(参考)

<子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）より抜粋>

- 現職の教員が隣接免許状を取得する場合、（中略）教員個人の経験や能力に応じて従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置等を講じることを検討する必要がある。
- 現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるような認定講習などを一層充実させる取組を行う必要がある。

図27 「教職員の兼務発令の状況」

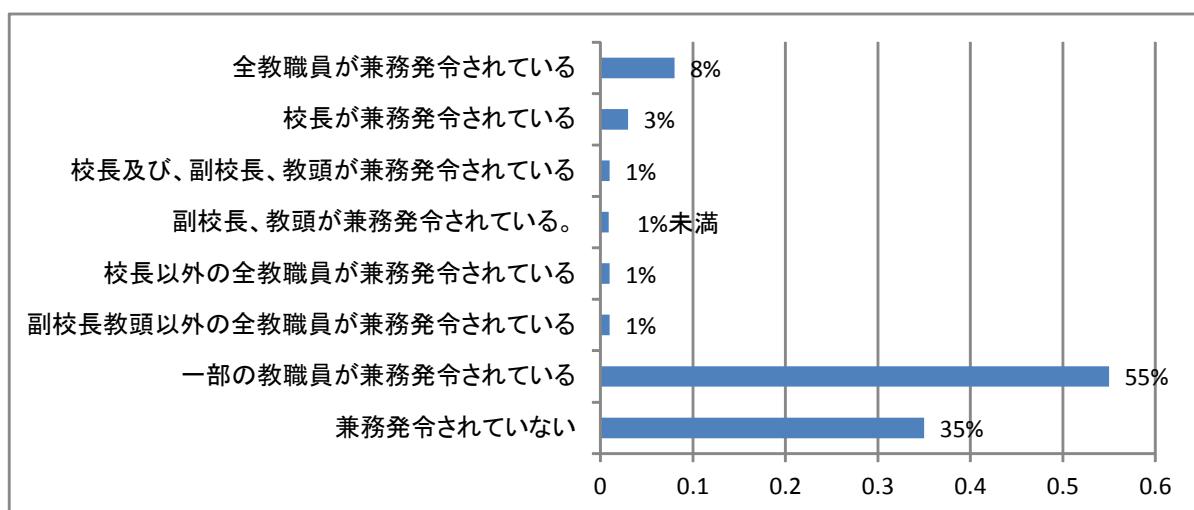


図27 [出典] 平成26年度「小中一貫教育校等実態調査に関する実態調査」(文部科学省)

まとめ

県内に幅広く小中一貫教育校を導入していくためには、小・中学校の規模や地理的条件など、それぞれ地域の実情に合った小中一貫教育校の在り方を検討する必要がある。そこで、今後は、市町村教育委員会と連携して、新たな地域でモデル校を指定するなどして、その成果を検証し、取組を拡大することが求められる。

併せて、現在国で進めている、義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校（仮称）の制度化の動向を見据えつつ、神奈川県としての小中一貫教育校のとらえについて改めて整理し、その支援の在り方についても検討する必要があると考える。

資料

【参考図表】

(頁)

- 市町村教育委員会の現状調査結果について P.1
「小中一貫教育に係る現状調査」(神奈川県教育委員会) 平成26年8月
- 小中一貫教育校を導入したときの効果(実施年数毎の推移) P.6
「小中一貫教育等についての実態調査」(文部科学省) 平成26年5月
- 小中一貫教育のこれまでの取組の課題 P.8
「小中一貫教育等についての実態調査」(文部科学省) 平成26年5月

【参考資料】

- 神奈川の教育を考える調査会 最終まとめ(概要) P.9
- 小中一貫教育校の在り方検討会議の設置及び運営に関する要綱 P.11
- 小中一貫教育校の在り方検討会議 委員名簿 P.14
- 小中一貫教育校の在り方検討会議への依頼事項 P.16
- 小中一貫教育校の在り方検討会議の協議経過等 P.17
- 中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」(答申)(案)(骨子) P.19
- 小中一貫教育の制度設計 P.20
- 学校教育法等の一部を改正する法律案の概要 P.21

市町村教育委員会の現状調査結果について

現状調査の概要

○ 調査の趣旨

平成 26 年 7 月 14 日に開催された、『小中一貫教育校の在り方検討会議（第 1 回）』の中で、神奈川県ならではの小中一貫教育をどう考えるかが重要である等の指摘がなされました。

そこで、各市町村教育委員会における「小中一貫教育校」に係る現状を把握し、小中一貫教育校の在り方検討会議における報告策定の基礎資料とするため、本調査を実施することとしました。

○ 調査の対象 県内の 33 市町村教育委員会（回収率 100%）

○ 調査の内容

[全ての教育委員会対象]

- 1 (1) 小中一貫・連携に係る現在の取組
- (2) 小中一貫教育校を導入する際重要だと考えること

- (ア) 教育課程・教育内容について
- (イ) 組織・運営について
- (ウ) インクルーシブ教育・支援教育について
- (エ) 地域コミュニティについて
- (オ) 環境・施設・財政面について
- (カ) 教職員について
- (キ) その他、貴教育委員会において取り組んでいること（自由記述）
- (ク) その他、「神奈川の小中一貫教育校の在り方」を考える際に、重要であると考える内容（自由記述）

2 「小中一貫教育校」を導入する意向

[導入する意向を持つ教育委員会対象]

- (1) 「小中一貫教育校」の導入にあたり、国や県に要望したいこと（自由記述）

[内容により検討する意向を持つ教育委員会対象]

- (2) どのような課題が解消されたら「小中一貫教育校」の導入に取り組むか（自由記述）

[導入する意向のない教育委員会対象]

- (3) 導入を考えない理由（自由記述）

○ 調査期間

平成 26 年 8 月 8 日～8 月 20 日：県域の市町村教育委員会

平成 26 年 8 月 25 日～9 月 2 日：政令指定都市教育委員会

○ 回答にあたっての参考事項

- ・ 小中連携教育・小中一貫教育について

今回の調査では、「小中連携」と「小中一貫教育」の定義は、次のとおり文部科学省の調査に準じます。

「小中連携」・・・ 小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育

「小中一貫教育」・・・ 小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

調査結果の概要

- 1 (1) 小中一貫・連携に係る現在の取組

- (2) 小中一貫教育校を導入する際重要だと考えること

市町村教育委員会の「現在の取組」と、「小中一貫教育校を考える際に重要だと考えている取組」の関連を調査した。表内の数値は、回答した市町村教育委員会の数を表しています。

☆ 現在取り組んでいることで、小中一貫教育校を考える際に重要であると考えている項目

【現在取り組む中でその効果を実感しており、引き続き取り組むべき項目とらえることができる】

	現在取り組んでいること		小中一貫教育校を考える際に重要だと考えること	
	管内の全ての学校で取り組んでいる	管内の一部の学校で取り組んでいる	大変重要	重要
小・中学校の管理職が情報交換等をする機会を定期的に持つこと	27	6	25	7
小・中学校の教員が情報交換等をする機会を定期的に持つこと	27	5	26	6
同一のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが小・中学校を支援すること	21	7	14	12
9年間の支援の手立て等を支援シート等により小・中教職員等で共有すること	19	7	22	8
小・中学校のそれぞれの指導方法について共通理解し、指導力の向上を図ること	17	9	26	5
小・中学校の教員が互いの教育活動を理解するために相互に研修すること	12	14	18	14
中学校の部活動へ小学校高学年が参加するなど、児童・生徒が交流する機会を持つこと	12	12	11	14
インクルーシブな「授業づくり」「学級づくり」「学校づくり」を進めること	13	10	17	5

☆ 現在あまり取り組むことができていないが、小中一貫教育校を考える際には重要であると考えている項目

【現在実現していないが、小中一貫教育校において実現が望まれる項目とどちらえることができる】

	現在取り組んでいること		小中一貫教育校を考える際重要なこと	
	管内の全ての学校で取り組んでいる	管内の一部の学校で取り組んでいる	大変重要	重要
教科等ごとに9年間のカリキュラムを学習指導要領の内容を踏まえて作ること	3	3	16	9
9年間一貫した学習方法などをもとに教育活動を進めること	2	6	10	13
小学校と中学校が一つの学校教育目標のもとに教育活動を進めること	3	5	13	7
学力・学習状況調査などの結果を小中合同で分析し指導に活かすこと	6	5	7	17

「神奈川の小中一貫教育校の在り方」を考える際に、重要であると考える内容

○理念的なこと

- ・なぜ、今、小中一貫教育を導入するのかを明らかにすること
- ・教育の在り方として小中一貫教育の必要性を明確化すること
- ・神奈川県としてなにをもって「小中一貫教育校」とするのかを定めること

○学校の在り方

- ・一つの学校教育目標のもとに教育活動を進めること
- ・中・長期的な目標を立て、それを小中教職員で共有すること
- ・柱となる教育目標の存在、長期的な展望を持った教育計画を策定すること
- ・教職員の研修を充実させること
- ・環境・施設・財政面に頼ることなく、小中学校間で連携を深めていくような具体的な施策を提言すること

○その他

- ・地域のそれぞれの教育方針や学校、地域の実情やニーズを尊重すること
- ・市町村の多様な在り方を尊重すること
- ・期待される成果と懸念される課題について、具体的な検証を行うこと
- ・全県教育課程研究会において、小中合同部会を開催し、その連続性について協議するなど、検討をする場を設定すること

〔2〕「小中一貫教育校」を導入する意向

導入する意向がある。…3地区

内容により検討する。…9地区

「小中一貫教育校」の導入にあたり、国や県に要望したいこと

○教職員の配置

- ・教職員定数について、加配措置を大幅に拡充すること
- ・教育課程の調整等のコーディネーターの役割を果たす教員を配置すること

○財政的措置

- ・学校施設整備について、補助率を高くするなど必要な財政措置を行うこと
- ・補助金の交付など予算面での支援
- ・施設の老朽化や児童生徒の減少から小中学校の統廃合、それに伴う新たな施設整備が必要であり、特別な財政的な支援をすること

○その他

- ・「小中一貫教育校」という言葉（定義）に振り回されないこと、また、これまでの取組に固執することなく進めいくこと
- ・各教員が小中学校両方の免許取得をするよう、その推進を図ること

課題として考えていること

●導入の効果について

- ・導入することでのメリット、デメリット、導入にあたっての方法や課題等が未整理

●地域コミュニティについて

- ・学校・家庭・地域とのさらなる連携を進めること
- ・学区が広域な場合のスクールバス、交通費（定期代）に係る財政負担があること
- ・地域住民の理解を得ること

●教員研修について

- ・他校種の指導を行う教員の指導方法の研修がなされていないこと
- ・指導の目的の違いの理解ができていないこと

●教員人事・免許制度について

- ・教員人事や教員免許の制度改革のこと
- ・教員免許の種類による制限があること
- ・兼務発令の拡大が必要となること
- ・人事交流制度などの法改正が必要となること
- ・管理職の配置のこと
- ・職員定数のこと

●環境、施設、財政面について

- ・様々な施策・事業を研究、実践していくための財源措置が必要であること
- ・校舎の新設等、物理的、地理的なこと
- ・市単独では施設や財政面での対応が困難であること

●その他

- ・教科書の採択（小中一貫教育校による独自教科書採択）に関するこ
- ・先進的な事例を示すなど、制度を円滑に導入するための支援に関するこ

導入を検討しない市町村の理由

- ・教育再生実行会議第5次提言にあるような小中一貫教育学校の導入は考えないため
- ・現在取り組んでいる連携型小中一貫教育を推進するため
- ・施設面での整備や教員の免許の問題などが解決されていないため
- ・情報共有が既に図れているため
- ・適正な学校規模が維持されているため
- ・現在は連携を進めている段階であるため
- ・地域が広いため、日常的な行き来が難しいため
- ・小中一貫教育の効果が明確ではないため
- ・切迫した必要性を感じていないため

小中一貫教育のこれまでの取組の課題

平成26年度「小中一貫教育等についての実態調査」(文部科学省)

小中一貫教育を実施している市區町村の回答

① 総合的な評価

大きな課題が認められる	3%
課題が認められる	74%
課題があまり認められない	20%
ほとんど課題が認められない	2%

② 具体的な課題

② 具体的な課題	大きな課題が認められる	課題が認められる	計
交流を図る際の移動手段・移動時間の確保	45%	48%	93%
小中合同の研修時間の確保	14%	54%	90%
小中の教職員間で打合せ時間の確保	20%	57%	77%
教職員の負担感・多忙感の解消	18%	59%	77%
9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発	5%	58%	63%
成果・課題の可視化と関係者間での共有	6%	55%	61%
成果や課題の分析・評価手法の確立	4%	57%	61%
年間行事予定の調整・共通化	6%	51%	57%

小中一貫教育を実施している学校の回答 (n=1130)

① 総合的な評価

大きな課題が認められる	7%
課題が認められる	80%
課題があまり認められない	12%
ほとんど課題が認められない	2%

② 具体的な課題

② 具体的な課題	大きな課題が認められる	課題が認められる	計
教職員の負担感・多忙感の解消	27%	58%	85%
小中の教職員間で打合せ時間の確保	26%	56%	82%
小中合同の研修時間の確保	21%	54%	75%
9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発	8%	63%	71%
交流を図る際の移動手段・移動時間の確保	19%	38%	57%
教職員間での負担の不均衡	12%	54%	66%

神奈川の教育を考える調査会 最終まとめ（概要）

基本的な視点

本県の危機的な財政状況を踏まえた経費の削減と教育の質の確保の両立をめざした教育のあり方

- 1 教育をめぐる既存の制度や考え方とにらわれず、創意工夫を行いながら、できる限り少ない経費で最大の効果を得ることのできる「効果的な教育」の検討
- 2 子どもの育ちにとって、教職員がもてる力を最大限に發揮し、よりよい教育環境を提供する「質の高い教育」の検討
- 3 家庭や地域、市町村、企業などと学校とがそれぞれの役割を担いながら一体となって取り組む「みんなで支える教育」の検討

見直すべきところは見直し、充実すべきところは充実する
「メリハリのある新たな教育政策」の推進

神奈川の教育の諸課題に対する調査会意見

《1 義務教育》

(1) 学校規模の適正化と「小中一貫教育校」の導入の検討

- 地域の実情等を踏まえた適正な学校規模とするための学校の統廃合・通学区域の見直しを市町村へ働きかけ
- 学校の再編とあわせ、確かな学力の育成はもとより、「中1ギャップ」やいじめ・不登校の解消などより質の高い教育の実現が期待できる「小中一貫教育校」の導入の検討
- 市町村と連携し、地域の状況を踏まえた「小中一貫教育モデル校」の早期実現

(2) 柔軟な学級編制と教職員配置の実現に向けた働きかけ

- 学校の状況や地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置に向けた国への標準法改正の働きかけ

(3) 義務教育費国庫負担金に係る超過負担の是正

- 地方の超過負担解消に向け、他自治体との既存の連携体制を活用した国への積極的な働きかけ

(4) 県費負担教職員制度における政令指定都市との「ねじれ」状態の解消

- 国、県、政令指定都市の協議を通じた「ねじれ」状態解消の早期実現

《2 高校教育》

(1) 公立・私立高校の柔軟な定員決定のしくみづくり

- 公私の役割の明確化を踏まえた、公私協調による全日制高校進学率の向上
- 公立は「基本的な教育機会の確保と学力水準の保証・向上」の役割を行い、経済的な理由により就学が困難な状況の生徒や学習状況に課題のある生徒、支援が必要な障害のある生徒などの受け入れを強化
- 平成25年度入学者選抜の結果を踏まえた、より柔軟な定員決定のしくみづくり

(2) 私学助成の学費補助への重点化

- 私学助成の学費補助への重点化等を通じた、生徒の進路選択の幅の拡大
- 経常費補助については、魅力向上や生徒確保の努力が反映される補助方式の検討に着手し、段階的に推進

(3) 再編・統合を通じた新たな県立高校づくり

- 神奈川の子どもたちの未来の夢と希望をかなえる新たな県立高校づくり
- 県立高校全体の成果と課題の検証や生徒数の減少傾向等を踏まえて計画的に再編・統合を進め、その際、学校の活力を高める観点から、各校の実情に応じて学級数を拡大
- 単位制普通科、総合学科、定時制等の高校の検証を踏まえた見直しと教育課程の再編
- 全国に先駆けて、学習の遅れなどの課題のある生徒や支援を要する障害のある生徒を受けとめる高校づくり

(4) 柔軟な学級編制と適正な教職員配置の実現

- 多様な教育課程及び課程・学科の見直しを通じた授業時間数や校務内容にふさわしい適正な教職員配置
- 学校の状況に応じた柔軟な学級編制と教職員配置に向けた国への標準法改正の働きかけ

《3 特別支援教育》

(1) インクルーシブ教育の推進

ア インクルーシブの視点による教育の推進

- 小中学校から高校まで「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」など「多様な学びの場」による連続性の確保と、それぞれにあった特別支援教育の推進
- 県立高校全体の再編・統合の中でインクルーシブな教育を実践できる高校づくり
- 特別支援学級等における障害のある児童・生徒が通常の学級へ移行し、共に学びやすくする環境づくり
- 特別支援学校小中学部の児童・生徒が地域の小中学校へ移行し、共に学びやすくするしくみづくり

イ より効果的な特別支援教育のしくみづくり

- 障害のある子どもの社会性を育むため、小中学校の通学区域の見直し等により、学級編制基準を念頭においていた学級規模の拡大の検討を市町村に働きかけ
- インクルーシブ教育を担う教職員等の資質・能力や専門性の向上、特別支援学校の相談・研修機能の強化

(2) 地域における自立促進のしくみづくり

- 関係機関の連携による、障害の早期発見と保護者に対する適切な支援体制づくり
- 県立の専門高校と特別支援学校の連携による、実習プログラムや職業体験プログラムの工夫

《4 神奈川の教育を支える環境整備》

(1) 神奈川の教育力を高める環境づくり

ア 神奈川の教育力を高める気運の醸成

- 様々な主体が神奈川の教育を応援するムーブメントを盛り上げる機会づくり

イ 神奈川の教育力を支える教職員の資質・能力の向上を図るための体制づくり

- 教職員の資質・能力の向上を図る実践的な研修体制や、広域的な人事配置と指導体制づくり
- 若手教職員に対する指導技術の継承と教職員が仕事に魅力を感じる職場づくり
- 民間人材の積極的な活用や、小中及び中高の学校間における柔軟な教職員活用

ウ 教育における様々な課題に対応できる体制づくり

- いじめ・不登校経験や外国につながりのある子どもなど、支援を要する全ての子どもたちへの対応や、新たな課題に広域的かつ専門的に対応ができる体制づくり

(2) 県民縦ぐるみで支える教育の環境づくり

ア 地域や保護者、民間企業などが学校の教育活動を支える体制づくり

- 人材バンクの積極的な活用が図られるよう、人選からコーディネートまで一括してサポートする体制づくり
- 企業の施設・設備や人材を活用したキャリア教育が行いやすい環境づくり
- いじめや不登校、保護者の多様な要望などに、地域と学校が連携し柔軟に対応できる環境づくり

イ 学校施設・設備整備や財産の有効活用に向けた取組み

- 「まなびや基金」の拡充やスポンサーシップの設定に向けた取組み
- 学校独自の工夫で学校財産を有効活用するしくみづくり

小中一貫教育校在り方検討会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小中一貫教育校在り方検討会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 「神奈川の教育を考える調査会」の最終まとめを踏まえ、本県における小中一貫教育校の設置に向けた方策について検討するため、小中一貫教育校在り方検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項について研究、協議し、その結果を報告する。

- (1) 神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方について
- (2) 実施するまでの課題と解決の方策について
- (3) 「モデル地域」の指定に向けた取組みについて
- (4) 教員研修や教員免許等の在り方について

(設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、平成27年9月30日までとする。

(構成員)

第5条 検討会議は、義務教育を専門とする大学及び教育関係の学識者並びに義務教育にかかる主な関係団体の代表者から選定した者16人以内をもって構成する。

2 検討会議の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、会議設置の日から検討会議の設置期間満了までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の選任期間は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第6条 検討会議に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 副座長は、座長が構成員のうちから指名する。
- 4 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理し、座長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

設置及び運営に関する要綱

(公開)

第8条 検討会議は、原則として公開とする。ただし、検討会議が必要と認めた場合は、検討会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 検討会議の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(作業部会)

第9条 検討会議は、その所掌事項について調査研究を行う等会議の円滑な運営を図るため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に属すべき構成員（以下作業部会員）は、別表のとおり定める。
3 作業部会に作業部会長を置き、座長が作業部会員のうちから指名する。
4 作業部会長は、作業部会の会務を掌理し、作業部会における調査研究の結果等を検討会議に報告する。

(意見聴取)

第10条 検討会議及び作業部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 検討会議の庶務は、子ども教育支援課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 検討会議の最初の会議は、第7条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

別表（第5条関係）

学識経験者	国立教育政策研究所	①
	大学	
	県学校・フリースクール等連携協議会	
	私学協会	
市町村教育長会 代表		
教育事務所長 代表		
小学校長会 代表		
中学校長会 代表		
県PTA協議会会长が指定する者	小学校	②
	中学校	
支援部長		
支援部子ども教育支援課長		
総務室企画調整担当課長		
行政部教職員人事課長		
行政部教職員企画課長		
県立総合教育センター所長が指定する者		

※ ① 義務教育を専門とする大学及び教育関係の学識者
 ② 義務教育にかかる主な関係団体の代表者

作業部会

支援部子ども教育支援課長
市町村教育委員会指導事務主管課長 代表
教育事務所指導課長 代表
小学校教頭会 代表
中学校教頭会 代表
県立総合教育センター所長が指定する者
総務室企画調整担当課長が指定する者
行政部教職員企画課長が指定する者
行政部教職員人事課長が指定する者
支援部子ども教育支援課長が指定する者

平成26年度 小中一貫教育校の在り方検討会議 委員名簿

No	区分	機関・団体	職名	氏名(所属等)
1	学識経験者	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部	総括研究官	屋敷 和佳
2		横浜国立大学 教育人間科学部	准教授	米澤 利明
3		フリースクール等連携協議会	会長	西野 博之 (NPO法人フリースペースたまりば代表)
4		県私立小学校協会	理事	澤野 誠 (湘南白百合学園小学校長)
5	市町村 教育委員会	県市町村教育長連合会	幹事	金子 権之輔 (座間市教育委員会教育長)
6	学校関係	県公立小学校長会	会長	岩間 章 (川崎市立上丸子小学校長)
7		県公立中学校長会	会長	香山 哲哉 (川崎市立西中原中学校長)
8	PTA代表	県PTA協議会	副会長	益田 麻衣子
9		県PTA協議会	副会長	足立原 隆之
10	県教育委員会 教育局	県央教育事務所	所長	溝呂木 正
11		支援部	部長	吉野 雅裕
12		総務室	課長	田中 和久
13		行政部教職員企画課	課長	柿木 秀文
14		行政部教職員人事課	課長	井村 浩章
15		支援部子ども教育支援課	課長	遠藤 仁一
16	県機関	県立総合教育センター 教育事業部	部長	井坂 秀一

事務局	県教育委員会 教育局支援部 子ども教育支援課 教育指導グループ	グループリーダー兼指導主事	米持 正伸
		指導主事	市川 昌樹
		指導主事	小田中 大直
		指導主事	小畠 奈穂美
		指導主事	吉澤 晋

【連絡先】 〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33
 電話 (045) 210-8217 (直通)
 フax (045) 210-8937
 電子メール ichikawa.paa@pref.kanagawa.jp

平成27年度 小中一貫教育校の在り方検討会議 委員名簿

No	区分	機関・団体	職名	氏名(所属等)
1	学識経験者	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部	総括研究官	屋敷 和佳
2		横浜国立大学 教育人間科学部	准教授	米澤 利明
3		フリースクール等連携協議会	会長	西野 博之 (NPO法人フリースペースたまりば代表)
4		県私立小学校協会	理事	澤野 誠 (湘南白百合学園小学校長)
5	市町村 教育委員会	県市町村教育長連合会	幹事	金子 権之輔 (座間市教育委員会教育長)
6	学校関係	県公立小学校長会	会長	有馬 武裕 (横浜市立戸部小学校長)
7		県公立中学校長会	会長	島田 雅幸 (横浜市立宮田中学校長)
8	PTA代表	県PTA協議会	執行役員	原田 浩美
9		県PTA協議会	副会長	足立原 隆之
10	県教育委員会 教育局	県央教育事務所	所長	溝呂木 正
11		支援部	部長	吉野 雅裕
12		総務室	課長	河鍋 章
13		行政部教職員企画課	課長	柿木 秀文
14		行政部教職員人事課	課長	井村 浩章
15		支援部子ども教育支援課	課長	遠藤 仁一
16	県機関	県立総合教育センター 教育事業部	部長	井坂 秀一

事務局	県教育委員会 教育局支援部 子ども教育支援課 教育指導グループ	専任主幹兼グループ リーダー兼指導主事	古島 そのえ
		指導主事	吉澤 晋
		指導主事	白井 宏一
		指導主事	小清水 宣雄
		指導主事	下反 達二

【連絡先】 〒231-8509 神奈川県横浜市中区日本大通33
 電 話 (045) 210-8217 (直通)
 ファクシミリ (045) 210-8937
 電子メール P. 15 ichikawa.paa@pref.kanagawa.jp

小中一貫教育校の在り方検討会議への依頼事項

1. 検討会議への依頼事項

小中一貫教育校の導入に向けて、次の事項の検討を依頼する。

- ① 神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方について
- ② 実施するまでの課題と解決の方策について
- ③ 「モデル地域（モデル校）」の選定に向けた取組みについて
- ④ 教員研修や教員免許等の在り方について

2. 依頼事項にかかる具体的な検討項目

- ① 神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方について

【具体的な検討項目】

- ◇ 神奈川県としてめざす小中一貫教育校の「すがた」について
 - ・ 教育課程及び指導内容等について
 - ・ 学校の組織・運営等について
 - ・ 地域コミュニティとの関係について

- ② 実施するまでの課題と解決の方策について

【具体的な検討項目】

- ◇ 小中一貫教育校の設置に関する課題について
- ◇ 明らかになった課題を解決するための方策について

- ③ 「モデル地域（モデル校）」選定に向けた取組みについて

【具体的な検討項目】

- ◇ 「モデル地域（モデル校）」選定の考え方及びプロセスについて
- ◇ 「モデル地域（モデル校）」選定後に必要な支援及び成果の普及について

- ④ 教員研修や教員免許等の在り方について

【具体的な検討項目】

- ◇ 小中一貫教育を効果的なものにしていくための教員研修について
- ◇ 小中一貫教育を効果的なものにしていくための教員免許について

小中一貫教育校の在り方検討会議の協議経過等

開催日	会議名	会 場	主な内容
平成26年 7月14日(月)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 (第1回)	かながわ 県民センター 301会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議委員の紹介、座長の選出、副座長の指名 ◆協議 ①検討会議への依頼事項の説明 ②検討会議の今後の進め方について ③小中一貫教育校の現状について ④依頼事項について
7月30日(水)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第1回)	住宅供給公社 ビル5階 委員会会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会委員の紹介 ・検討会議(第1回)の概要 ・今後の作業内容の整理及びスケジュールについて
8月21日(木)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第2回)	住宅供給公社 ビル3階 3B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第2回)に向けた取りまとめ(案)について 神奈川県の小中一貫教育校の定義 小中一貫教育校導入によるメリット・デメリット
9月3日(水)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第3回)	住宅供給公社 ビル3階 3B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第2回)に向けた取りまとめ(案)について 市町村教育委員会の現状調査結果分析 小中一貫教育校のめざすがた
9月16日(火)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 (第2回)	かながわ 県民センター 特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会からの報告 ◆協議 ①「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方」について ②小中一貫教育校を実施するうえでの課題と解決の方策について
10月2日(木)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第4回)	住宅供給公社 ビル3階 3A会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第2回)の概要 ・検討会議(第3回)に向けた骨子(案)について 神奈川県の小中一貫教育の定義(とらえ)について
10月9日(木)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第5回)	住宅供給公社 ビル3階 3B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第3回)に向けた骨子(案)について 県内の義務教育を巡る状況 神奈川県の小中一貫教育校のすがた
10月17日(金)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第6回)	住宅供給公社 ビル3階 3B会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第3回)に向けた骨子(案)について 期待される効果と想定される課題、その対応 各項目、内容の精査
11月19日(水)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 (第3回)	かながわ 県民センター 5階研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会からの報告 ・市町村教育委員会の現状調査結果について ◆協議 ①「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 一次報告骨子(案)」について
12月8日(月)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第7回)	住宅供給公社 ビル3階 3A会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第3回)の概要 ・検討会議(第4回)に向けた一次報告(案)について 骨子案からの文章化に向けて
12月19日(金)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第8回)	住宅供給公社 ビル3階 3A会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第4回)に向けた一次報告(案)について とらえについて 各項目、内容の精査
平成27年 1月22日(水)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 (第4回)	県立総合 教育センター 南1B研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会からの報告 ◆協議 ①「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 一次報告(案)」について

開催日	会議名	会 場	主な内容
平成27年 4月28日(月)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 (第5回)	県総合医療会 館 2階会議室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・一次報告の概要説明 ◆協議 「国の制度化に向けた動きの情報交換」 ・「小中一貫教育校のモデル校導入に向けて」 ・「小中一貫教育校の推進にあたって」
6月3日(水)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第9回)	住宅供給公社 ビル5階 教育委員室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会委員の紹介 ・検討会議(第5回)の概要 ・今後の作業内容の整理及びスケジュールについて
6月19日(金)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第10回)	住宅供給公社 ビル12階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第6回)に向けた骨子(案)について 小中一貫教育校のモデル校導入に向けて 小中一貫教育校の推進にあたって
7月30日(木)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 (第6回)	神奈川県立歴 史博物館 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会からの報告 ◆協議 最終報告に向けて 骨子(案)の検討 ・「小中一貫教育校のモデル校導入に向けて」 ・「小中一貫教育校の推進にあたって」
9月1日(火)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第11回)	神奈川県民セ ンター 13階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第6回)の概要 ・最終報告に向けての検討 文章作成 図表の整理
9月10日(木)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 作業部会(第12回)	住宅供給公社 ビル5階 委員会会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議(第7回)に向けた最終報告に向けての検討 文章作成(校正) 内容の精査 図表、資料の整理
9月28日(水)	小中一貫教育校の 在り方検討会議 (第7回)	神奈川県立 国際言語アカ デミア 研修室103	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会からの報告 ◆協議 「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方 (最終報告)」について

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）（案）（骨子）

教育再生実行会議 第五次提言

【平成26年7月29日 諒問事項】

(1) 小中一貫教育の制度化をはじめとする学校間連携の一層の推進について

① 小中一貫教育の制度化とその総合的な推進方策（教員免許制度の在り方を含む）

(2) 意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化について

② 大学への飛び入学制度の実態等を踏まえた高等学校早期卒業
 ③ 大学・大学院入学資格要件（12年又は16年課程修了）の緩和
 ④ 大学編入学資格の弾力化（高等学校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学）

【答申案】

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な制度とする下記改正を行い、他の教育改革とあいまって、子供たちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子供の能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図る。

① 小中一貫教育学校（仮称）

小中一貫型小学校・中学校（仮称）の制度を創設

（小中一貫教育の実施に必要な教職員定数の措置や、施設整備の支援をはじめとする推進方策を実施）

免許は小・中併有が原則

（当面、小学校又は中学校の免許状を持つ者は相当する課程の指導を可能としつつ、両免許状の併有促進や、小学校段階で専科指導が一層促進されるための措置を検討）

② 飛び入学者について、大学での単位修得をもとに、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定。

③ 文部科学省が対象国を指定して大学入学資格を認める。認証評価を受けた3年以上の学士課程卒の留学生については、大学院入学資格を認める。

④ 高等学校専攻科については、授業時間数等の基準と、評価の仕組み等により質を担保し、大学への編入学を認める。

（職業能力開発大学校等からの編入学は、大学における単位認定の状況を踏まえ必要に応じ見直し）

小中一貫教育の制度設計(案)

◎ 制度設計のポイント

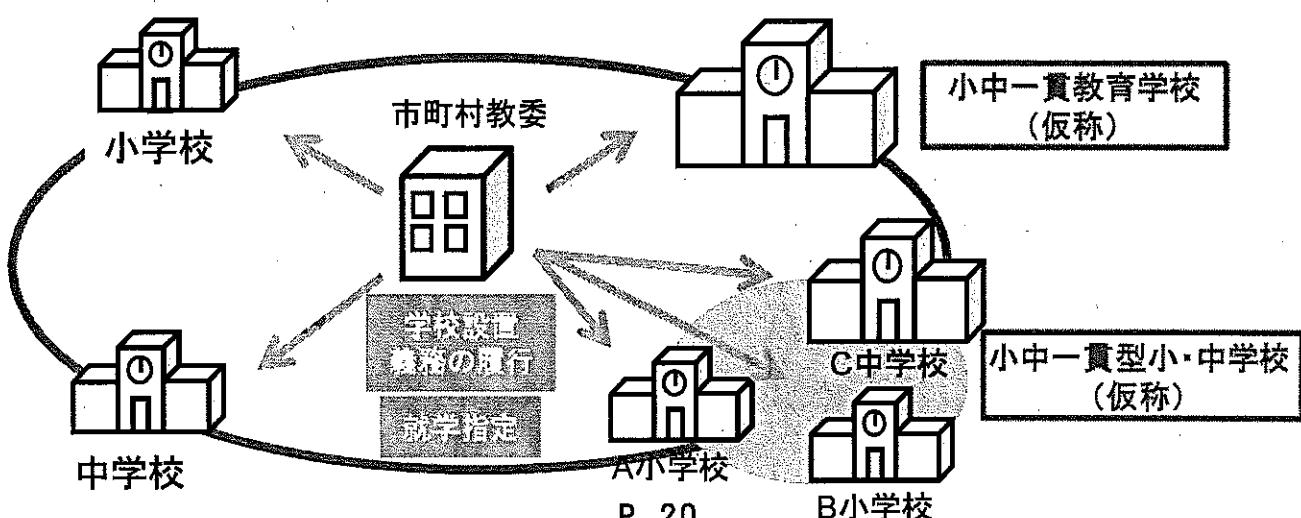
- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))
- ・独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようになる(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

◎ 小中一貫教育の2つの類型

	小中一貫教育学校(仮称)	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校と同じ
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (小中一貫教育学校(仮称)と同じ)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進) <small>(制度化に伴う主な支援策) 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 <small>(制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置</small>
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一体・分離を問わず設置可能 <small>(制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一体・分離を問わず設置可能 <small>(制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援</small>

◎ 制度化後のイメージ

(※)通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化



学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

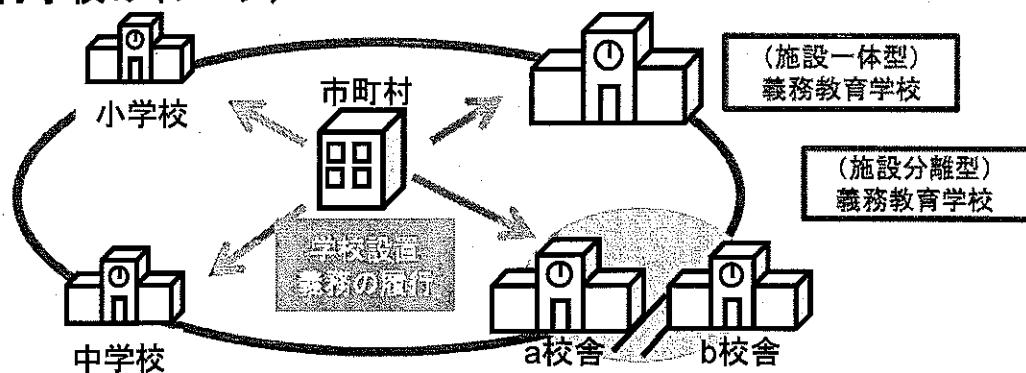
1. 法案の概要

(1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

- 趣旨・ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
- 位置付け
- 設置者・ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係)
- 設置義務 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
- 目標・
- 修業年限 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係)
- 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
- 教職員関係 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係)
- 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
- 施設整備 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

(参考:義務教育学校のイメージ)



(2) 高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

- 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようとする等のため、修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設(学校教育法第58条の2関係)
- ※ 文部科学大臣が定める基準は、既に大学への編入学が認められている、専修学校専門課程と同等の基準(省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格等を規定)とする予定

(参考:高等学校専攻科の概要)

- 入学資格 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の卒業者
- 設置校数: 138校 在籍生徒数: 8,333人(平成24年 文部科学省調べ)
※ 分野としては看護に関する学科(76校、6,726人)が多い。

2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

用語集

	用語	解説
ア行	ICT p. 20, 23	Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことをいう。
	インクルーシブ教育 p15, 17, 25, 30	支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことを基本的な考え方とする教育のことをいう。
力行	神奈川の教育を考える調査会 はじめに	本県の厳しい財政状況に対応するため「緊急財政対策本部」が平成24年1月に設置されたが、教育の在り方については、別の組織を設けて十分に議論を尽くしたうえで結論を出すこととして、平成24年9月に設置された調査会である。「メリハリのある新たな教育政策」の視点で議論が行われ、平成25年8月に「最終まとめ」が知事に提出された。
	学力向上シンポジウム p31	県内の保護者、教職員、指導主事等が集い、児童・生徒の学力向上など、小・中学校教育の充実を図ることを目的として、「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」の実践報告や、PTA協議会の方や学識経験者を交えた意見交換を行うシンポジウムのことをいう。
	学校支援ボランティア p15	学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動を行うための人材のことをいう。
	カリキュラム・マネジメント p29	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。また、そのための条件づくり、整備をさす。
	コミュニティ・スクール p12, 26	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入。学校の設置者である

		教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって公立学校の運営に参画することを可能とするものである。
サ行	スクール・カウンセラー p9	学校の教育相談体制、児童生徒指導体制の中で、学校外の専門家として、児童、生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的な見地から、カウンセリングやアセスメント（情報収集、見立て）、コンサルテーション（専門家による指導助言を含めた検討）等を行う人材のことをいう。
	スクール・ソーシャルワーカー p9	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱え多児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭教育環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のことをいう。
	全県教育課程研究会 p31	全県の小中学校の教員や指導主事が、一堂に集い、小・中学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸課題を研究協議し、その解明を図り、教員の指導力の向上に資するとともに、学校教育の改善及び充実を図るための研究会のことをいう。
	全県指導主事会議 p31	全県の指導主事が一堂に集い、国及び県の教育施策について、その趣旨の説明及び必要な研究協議を行うとともに、情報交換を通して各地区の取組状況を把握し、幼稚園、小・中学校における教育の改善及び充実を図るための会議のことをいう。（年3回実施している。）
タ行	中1ギャップ p6, 12, 17, 18, 23, 29, 30, 31	小学校から中学校に進学し、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等の状況をいう。
ラ行	隣接免許 p36	隣接学校種（幼稚園⇒小学校⇒中学校⇒高等学校）の免許のことをいう。